

# 学校危機管理マニュアル

## I 事前の危機管理

1. 体制整備	1～5P
(1) 災害対策本部	
(2) 参集体制	
(3) 防火管理体制	
(4) 連絡体制	
2. 安全点検	6～14P
(1) 目的	
(2) 点検方法	
(3) 担当場所	
(4) 点検表	
(5) 安全管理計画	
(6) 地震対策チェックリスト	
3. 安全教育	15～33P
(1) 安全教育全体計画	
(2) 学校安全計画	
(3) 学校消防計画	
(4) 南海トラフ地震防災規程	
(5) 防災教育全体計画	
4. 避難訓練	34～37P
(1) 学校の立地条件と想定される災害の把握	
(2) 防災管理見取り図・避難経路	
(3) 避難（防災）訓練の充実の視点	
(4) 避難訓練のねらい	
(5) 年間計画	

## II 個別の危機管理

1. 事故発生時の基本の対応	38～55P
(1) 緊急連絡体制	
(2) 応急処置の流れ	
2. 不審者への対応	
3. 地震・津波発生時の対応	
4. 火災発生時の対応	
5. 気象灾害への対応	
(1) 大雨（台風）発生時の対応	
(2) 雷発生時の対応	
(3) 竜巻発生時の対応	
6. 弹道ミサイル発射に係る対応	

## III 事後の危機管理

1. 心のケア	56～59P
2. 避難所としての対応	
3. 学校再開に向けた対応	

# I 事前の危機管理

## 1. 体制整備

### (1) 災害対策本部

班	担当	役割	準備物	災害発生時～1日	2日～3日
本部	管理職 事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各班との連絡調整</li> <li>○非常持ち出し書類の搬出・保管</li> <li>○校内の被災状況把握</li> <li>○記録日誌・報告書の作成</li> <li>○校内放送等による連絡・指示</li> <li>○応急対策の決定</li> <li>○市対策本部との連絡</li> <li>○報道機関への連絡・対応</li> <li>○PTAとの連絡調整</li> <li>○情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理マニュアル</li> <li>・学校敷地図</li> <li>・ラジオ</li> <li>・ハンドマイク</li> <li>・懐中電灯</li> <li>・緊急活動日誌</li> <li>・トランシーバー</li> <li>・携帯電話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からの問い合わせ対応</li> <li>・関係機関へ被災状況を報告</li> <li>・教職員の体制指示</li> <li>・教職員の配置検討（時間外）</li> <li>・関係機関、市からの情報入手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からの問い合わせ対応</li> <li>・避難場所の確定</li> <li>・外部ボランティアの受け入れ</li> <li>・連絡調整</li> </ul>
安否 確認 ・ 避難 誘導	担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童及び教職員の安否確認</li> <li>○安全な避難経路での避難誘導</li> <li>○負傷者の把握</li> <li>○下校指導及び待機児童の掌握・記録</li> <li>○揺れが収まった直後の負傷程度の把握</li> <li>○行方不明児童・教職員の報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡カード</li> <li>・行方不明者の記録用紙</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な場所への安全誘導</li> <li>・家庭への安全下校指導</li> <li>・待機場所の確保</li> <li>・出勤者確認（時間外）</li> <li>・教職員と家族、児童と家族の安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からの問い合わせ対応</li> </ul>
安全 点検 ・ 消火	事務 栄養 用務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初期消火（現場に近い教職員）</li> <li>○避難・救助活動等の支援</li> <li>○被害の状況確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の構造的な被害程度を調査</li> <li>・ライフライン、電話の被害確認</li> <li>・本部への連絡</li> </ul> </li> <li>○校内建物の安全点検・管理</li> <li>○近隣の危険個所の巡回</li> <li>○二次被害の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器</li> <li>・ヘルメット</li> <li>・ラジオ</li> <li>・手袋</li> <li>・道具セット</li> <li>・被害調査記録表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火活動</li> <li>・各教室の被害状況確認</li> <li>・電話・FAX・PCの使用可否確認</li> <li>・水道・電気・ガスの状況確認</li> <li>・宿直場所の確保</li> <li>・備蓄倉庫の備品確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄品の搬出</li> <li>・必要備品の確保</li> <li>・地域の被災状況確認</li> </ul>
応急 復旧	事務 栄養 用務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急復旧に必要な機材の調達と管理</li> <li>○危険個所の立ち入り禁止措置</li> <li>○危険個所の処理</li> <li>○危険個所の表示</li> <li>○避難場所の安全確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害調査記録表</li> <li>・ヘルメット</li> <li>・学校敷地図</li> <li>・ロープ</li> <li>・表示用ボード</li> <li>・バリケード等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理室（保健室・職員室・校長室）の転倒備品等の復旧</li> <li>・教職員の活動場所の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ汚物処理と清掃</li> <li>・ごみの処理（プールの水の利用）</li> </ul>
救護	事務 栄養 養護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童及び教職員の救命</li> <li>○負傷者や危険個所の確認及び通報</li> <li>○負傷者の搬出</li> <li>○学校施設内のチェック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク・手袋</li> <li>・ヘルメット</li> <li>・道具セット</li> <li>・毛布・担架</li> <li>・リヤカー</li> <li>・トランシーバー</li> <li>・AED・携帯電話</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助活動</li> <li>・学校施設危険個所の応急処置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要備品の調達</li> <li>・地域と連携した学校周辺危険個所の応急処置</li> </ul>

救急 医療	養護	○医師等の確保・手当備品の確認 ○負傷者の保護・応急手当 ○関係医療機関との連携	・応急手当セット ・緊急連絡カード ・水 ・毛布・担架 ・AED	・応急手当の備品確保 ・負傷者対応	・救護所の設置対応 ・近隣医療機関との連携による救護活動
保護者 連絡 ・ 児童 対応	担任	○引き渡し場所の指定 ○身元確認 ○引き渡し対応 ○避難後の児童の状況確認	・緊急連絡カード ・引き渡しカード ・携帯電話	・引き渡し場所の状況把握 ・保護者対応 (家庭の様子や安全状況の聞き取り)	・児童・保護者対応(家の様子や安全の助教確認)
避難所 協力	管理職	○避難者の名簿作成 ○緊急物資の受け入れと管理 ○ボランティアの受け入れ ○市及び自主防災組織と連携した避難場所の運営支援	・学校の鍵 ・ラジオ ・ロープ ・校内配置図 ・段ボール ・古新聞	・避難所開設準備 ・地域の代表者との初動確認	・救援物資の受領、仕分け、配布、保管 ・避難者に必要な物資の調達 ・仮設トイレの設置 ・避難者数の掌握・名簿作成

※ 指揮命令者の優先順位

[1]校長 [2]教頭 [3]教務主任 [4]担任 [5]担任

※ 学校が避難所になった場合の開放禁止区域は、校長室・職員室・保健室とする。

## (2) 参集体制

### ① 休日・夜間の震災時における参集体制

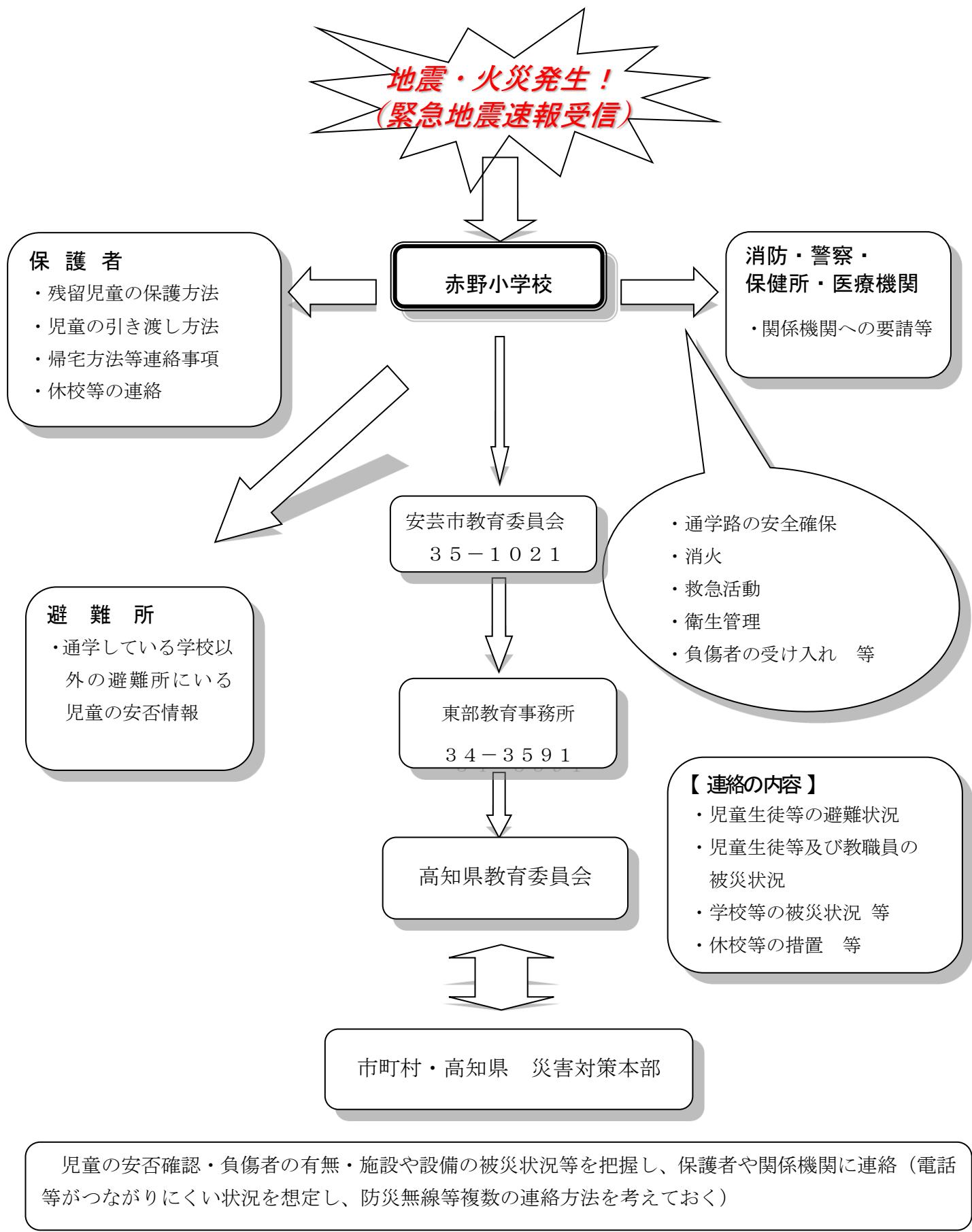
配備体制	配備基準	参集体制
<b>第1配備</b> 警戒体制	津波注意報が発表	管理職
<b>第2配備</b> 厳重警戒体制 必要に応じ、災害対策本部設置	震度4の地震が発生 津波警報が発表	管理職・ 勤務校に近い教職員（1名）
<b>第3配備</b> 災害対策本部設置	震度5弱の地震が発生 震度5強以上の地震が発生 大津波警報が発表	管理職・ 勤務校に近い教職員（2名） 原則として全教職員 ※赤野小への参集が不可能な場合は、最寄りの学校等へ 同上

## (2) 防火管理体制

- ◇ 本部 [管理職：大坪・楠瀬]
  - 全体の状況把握 ○消火作業 ○避難等方針の決定・指示
- ◇ 避難係・救護係 [授業者：樋口美・小松・弘瀬・楠瀬]
  - 避難誘導 ○安全確保 ○安否負傷者の確認 ○的確な指示
- ◇ 消火係・状況把握係 [授業外教職員：堀川・山田・江原・藤田]
  - 不明者・負傷者救出 ○被害状況確認 ○緊急車両誘導
- ◇ 連絡係 [管理職：大坪・楠瀬]
  - 関係機関への連絡 ○電話対応 ○報道機関への対応
- ◇ 火元責任者 (管理責任を兼ねる)

場所	責任者	場所	責任者	場所	責任者
家庭科室	栄養	学習ルーム1	1・2担任	図書室	5・6担任
和室・1階工具室	用務	給食調理場	栄養	音楽室	教頭
1階トイレ	養護	理科室	教頭	放送室	5・6担任
職員室・印刷室	事務	図工室（児童会室）	みのり担任	パソコン室	教頭
給湯室	用務	2階トイレ	養護	3階工具室	教頭
校長室	校長	学習ルーム2	みのり担任	体育館	体育主任
保健室	養護	みのり学級	みのり担任	外体育倉庫	体育主任
1・2年教室	担任	5・6年教室	担任	プール・機械室	校長
ランチルーム	栄養	3・4年教室	担任	運動場	校長

### (3) 連絡体制



## 2. 安全点検

### (1) 目的

- ① 安全で楽しく過ごせるように、学校の施設、整備を点検し、学校災害の発生を予防する。
- ② 教職員と児童で学校全体の施設、設備の安全に关心を持ち、積極的に気づいたことを出し合い、安全な状態を保つことに努力する。
- ③ 安全点検を通して、児童に安全な遊び方、行動について考えさせ、継続した安全指導をする。

### (2) 点検方法

- ① 児童が生活（学習、運動、遊び）をする中で、安全な状態であるかどうか学校の施設・設備を毎月点検し、危険な場所、危険な状態がないように、修理、整頓、補充をする。
  - ・日常点検（授業・掃除等）
  - ・定期点検（学期に1回安全点検週間に実施）
  - ・臨時点検（台風・地震などの災害発生時や学校行事、長期の休業前に行う）
- ② 児童と共に教室、掃除区域内の安全点検を行い、危険な物、設備修理が必要なものはないか点検表に記入する。
- ③ 役割分担
  - ・安全点検表の作成（養護教諭）
  - ・安全点検（教職員）
  - ・安全点検後の最終確認と事後処理（校長・事務職）
  - ・安全点検表の管理と毎月の配布（校長・養護教諭）
  - ・点検後の安全指導（校長・担任・養護教諭）

### ④ 定期点検実施日（学期に一回）

学期に指定した20日（前後）から1週間

### ⑤ 点検の分担と記入のしかた

- ・担任と児童で学年の教室、掃除区域を見ていき、危険な物、状態について気づいたことを記入する。（○…良い △…要注意 ×…補充、修理の必要ありと記入し、事後処理済みの分…赤印で○を記入する）
- ・点検表に記入後、校長に提出する。

### ⑥ 事後処理

- ・安全指導について課題が出てきたら、その度に職員会で話し合う。
- ・直ちに処理できないものについては、次のような処置をとり、専門業者に依頼する
  - 危険箇所の明示をする。 ○使用場所の変更をする。
  - 柵などで立ち入り禁止にする。 ○使用を禁止する。
- ・点検後、整備・修理可能なものは、修理する。（担当者等）
- ・危険箇所、修理を必要とする箇所については、管理職で対応する。

(3) 担当場所

点検場所		担当者
校舎内	1	1・2年教室・手洗い場・足洗い場(教室外)
	2	学習ルーム1・手洗い場・足洗い場(教室外・2カ所)
	3	足洗い場(教室外)
	4	3・4年教室・手洗い場・教室前ベランダ・西階段
	5	5・6年教室・手洗い場・教室前ベランダ
	6	みのり学級・2階廊下
	7	東階段・音楽室・音楽準備室
	8	図書室・図書室前ベランダ
	9	理科室・理科準備室
	10	相談室・教室前ベランダ
	11	放送室
	12	視聴覚室(パソコン室)
	13	図工室
	14	家庭科室(調理室)
	15	校長室
	16	職員室・印刷室
	17	給食室
	18	保健室・1階廊下・足洗い場(保健室前)
	19	トイレ(1階・2階)
	20	和室・児童玄関(西・東)
校舎外	21	体育館
	22	渡り廊下・体育館外周辺
	23	駐車場・池周辺
	24	玄関前・足洗い場周辺
	25	プール・外回り
	26	運動場(遊具)
	27	外トイレ
	28	体育館倉庫

**安全点検表 (①1・2年教室 ②学習ルーム1、手洗い場、足洗い場)**

担当 ( )

点検項目		4月 日	9月 日	1月 日	備考
1・2年教室	1 出口の戸は破損したり、外れやすくなっていないか。				
	2 壁・天井・床など、はげたり・危険なところはないか。				
	3 机・腰掛けの破損はないか。				
	4 スイッチ・コンセント・テレビ・蛍光灯に異常はないか。				
	5 黒板・掲示板に異常はないか。				
	6 戸棚・棚の上の物品等は転倒・落ちそうになっていないか。				
	7 掃除道具・花瓶などは、破損し危険な状態になっていないか。				
	8 カーテンレールの破損はないか。				
	9 手すりなど、転落防止の設備に異常はないか。				
	10 窓ガラスが外れやすくなっていないか。				
学習ルーム 1	1 出口の戸は破損したり、外れやすくなっていないか。				
	2 壁・天井・床など、はげたり・危険なところはないか。				
	3 机・腰掛けの破損はないか。				
	4 スイッチ・コンセント・テレビ・蛍光灯に異常はないか。				
	5 黒板・掲示板に異常はないか。				
	6 戸棚・棚の上の物品等は転倒・落ちそうになっていないか。				
	7 掃除道具・花瓶などは、破損し危険な状態になっていないか。				
	8 カーテンレールの破損はないか。				
	9 手すりなど、転落防止の設備に異常はないか。				
	10 窓ガラスが外れやすくなっていないか。				
手洗い場 足洗い場	1 蛇口・鏡等の破損はないか。				
校長先生確認印 (担当→校長→養護)					

**安全点検表 (③ランチルーム⑫家庭科室 (調理室) )**

担当 ( )

点検項目		4月 日	9月 日	1月 日	備考
ランチルーム	1 出口の戸は破損したり、外れやすくなっていないか。				
	2 壁・天井・床など、はげたり・危険なところはないか。				
	3 机・腰掛けの破損はないか。				
	4 スイッチ・コンセント・テレビ・蛍光灯に異常はないか。				
	5 黒板・掲示板に異常はないか。				
	6 戸棚・棚の上の物品等は転倒・落ちそくなっていないか。				
	7 掃除道具・花瓶などは、破損し危険な状態になっていないか				
	8 カーテンレールの破損はないか。				
	9 手すりなど、転落防止の設備に異常はないか。				
	10 窓ガラスが外れやすくなっていないか。				
家庭科室	1 時計は安全に固定され、正確に動いているのか。				
	2 戸や窓が外れやすくなないか。開閉はなめらかであるか。				
	3 窓ガラスの破損はないか。				
	4 床がすべりやすくなっていないか。				
	5 照明器具はきれいに清掃され、故障はないか。				
	6 机や腰掛けの破損はないか。				
	7 ごみ箱のごみ処理ができ、定位置にあるか。				
	8 清掃道具の破損はなく、整頓されているか。				
	9 物かけや不要な釘が、身体に触れやすくなっていないか。				
	10 暖房器具に異常はないか。				
	11 ガス配管・電気の配線に異常はないか。				
	12 ガスの元栓・分岐栓は使用以外は閉められているか。				
	13 戸棚の配置・整理整頓の状態はいいか。				
	14 点火物・可燃物が放置されていないか。				
	15 蛇口は使用可能になっているか。				
	16 消火器等の防火防災の用意はあるのか。				
校長先生確認印 (担当→校長→養護)					

安全点検表 (④ 3・4教室、ベランダ、手洗い場)				担当 ( )	
点検項目		4月 日	9月 日	1月 日	備考
3・4教室 ベランダ	1	出口の戸は破損したり、外れやすくなっていないか。			
	2	壁・天井・床など、はげたり・危険なところはないか。			
	3	机・腰掛けの破損はないか。			
	4	スイッチ・コンセント・テレビ・蛍光灯に異常はないか。			
	5	黒板・掲示板に異常はないか。			
	6	戸棚・棚の上の物品等は転倒・落ちそうになっていないか。			
	7	掃除道具・花瓶などは、破損し危険な状態になっていないか。			
	8	カーテンレールの破損はないか。			
	9	手すりなど、転落防止の設備に異常はないか。			
	10	窓ガラスが外れやすくなっていないか。			
手洗い場	1	蛇口・鏡等の破損はないか。			
校長先生確認印 (担当→校長→養護)					

安全点検表 (⑤5・6教室、ベランダ、手洗い場 ⑨図書室、ベランダ)

担当 ( )

点検項目		4月 日	9月 日	1月 日	備考
5・6教室 ベランダ	1 出口の戸は破損したり、外れやすくなっていないか。				
	2 壁・天井・床など、はげたり・危険なところはないか。				
	3 机・腰掛けの破損はないか。				
	4 スイッチ・コンセント・テレビ・蛍光灯に異常はないか。				
	5 黒板・掲示板に異常はないか。				
	6 戸棚・棚の上の物品等は転倒・落ちそうになっていないか。				
	7 掃除道具・花瓶などは、破損し危険な状態になっていないか。				
	8 カーテンレールの破損はないか。				
	9 手すりなど、転落防止の設備に異常はないか。				
	10 窓ガラスが外れやすくなっていないか。				
手洗い場	1 蛇口・鏡等の破損はないか。				
図書室 ベランダ	1 出口の戸は破損したり、外れやすくなっていないか。				
	2 壁・天井・床など、はげたり・危険なところはないか。				
	3 机・腰掛けの破損はないか。				
	4 スイッチ・コンセント・テレビ・蛍光灯に異常はないか。				
	5 黒板・掲示板に異常はないか。				
	6 戸棚・棚の上の物品等は転倒・落ちそうになっていないか。				
	7 掃除道具・花瓶などは、破損し危険な状態になっていないか。				
	8 カーテンレールの破損はないか。				
	9 手すりなど、転落防止の設備に異常はないか。				
	10 窓ガラスが外れやすくなっていないか。				
校長先生確認印 (担当→校長→養護)					

## 安全点検表 (⑥学習ルーム 2、 2階廊下、 西階段 ⑦みのり、 ベランダ)

担当 ( )

		点検項目	4月 日	9月 日	1月 日	備考
学習 ルーム 2	1	出口の戸は破損したり、外れやすくなっていないか。				
	2	壁・天井・床など、はげたり・危険なところはないか。				
	3	机・腰掛けの破損はないか。				
	4	スイッチ・コンセント・テレビ・蛍光灯に異常はないか。				
	5	黒板・掲示板に異常はないか。				
	6	戸棚・棚の上の物品等は転倒・落ちそうになっていないか。				
	7	掃除道具・花瓶などは、破損し危険な状態になっていないか。				
	8	カーテンレールの破損はないか。				
	9	手すりなど、転落防止の設備に異常はないか。				
	10	窓ガラスが外れやすくなっていないか。				
2階廊下	1	廊下の壁面がはがれたり、釘が出たり掲示物が落下しないか。				
	2	廊下の床がすべりやすかったり、はげたりしていないか。				
	3	廊下の窓枠や窓ガラスが破損したり、外れやすくなっていないか。				
	4	廊下に不用物が置かれていないか。				
	5	消火器の定位置が明示され、使いやすくなっているか。				
	6	非常ベルは正常に作動しているか。				
	7	手洗い場・蛇口・鏡等の破損はないか。				
	8	非常口の表示がはつきりしているか。				
西階段	1	階段の表面にひび割れや破損はないか。				
	2	階段に不用物が置かれていないか。				
みのり ベランダ	1	出口の戸は破損したり、外れやすくなっていないか。				
	2	壁・天井・床など、はげたり・危険なところはないか。				
	3	机・腰掛けの破損はないか。				
	4	スイッチ・コンセント・テレビ・蛍光灯に異常はないか。				
	5	黒板・掲示板に異常はないか。				
	6	戸棚・棚の上の物品等は転倒・落ちそうになっていないか。				
	7	掃除道具・花瓶などは、破損し危険な状態になっていないか。				
	8	カーテンレールの破損はないか。				
	9	手すりなど、転落防止の設備に異常はないか。				
	10	窓ガラスが外れやすくなっていないか。				
校長先生確認印 (担当→校長→養護)						

## (5) 安全管理計画項目

対象職場又は施設設備の名称【安芸市立赤野小学校】

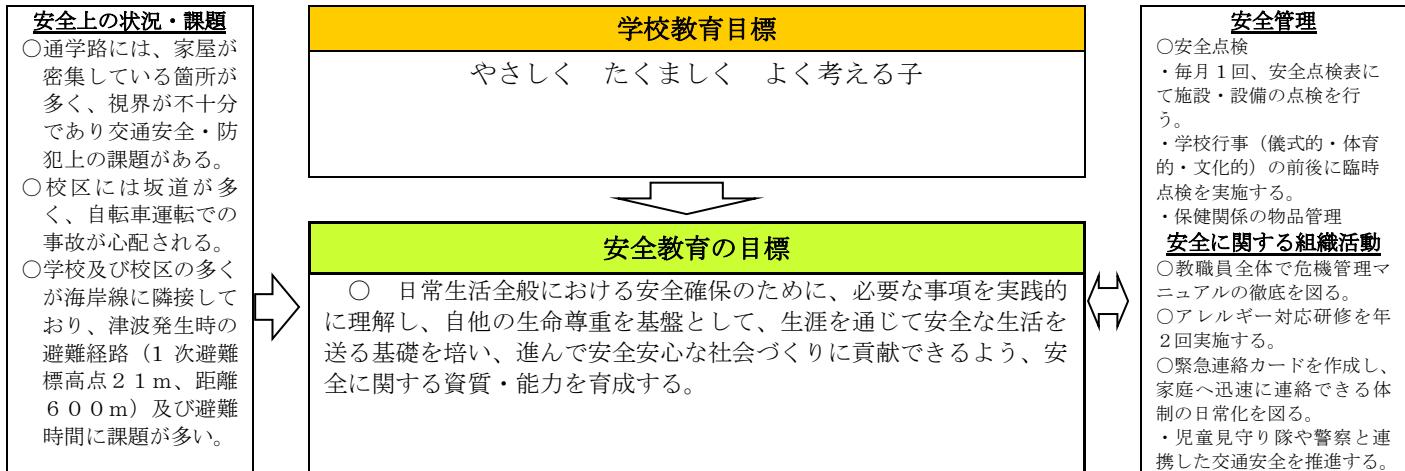
安全管理を行う項目	安全管理計画の概要	点検の時期
体育用具・遊具の管理	体育用具管理責任者 体育主任 遊具管理責任者 校長	月初めに破損の有無を点検し整備をおこなう。 腐敗・ゆるみ・ずれなどについて点検し補修をおこなう。
毒劇物の管理	管理責任者 理科担当教諭（教頭・養護） 理科室保管庫に施錠して保管、 廃棄は学校薬剤師と相談し、化学 処理して廃棄。	学校薬剤師による点検を年度末におこなう。
校舎内水質等の管理	点検責任者 校長 水質検査（学校薬剤師）	年度初めに学校薬剤師に依頼して検査をおこなう。
学校プールの管理	体育用具管理責任 体育主任（体育主任） 清掃日 6月～9月には、週1回浄化装置の点検を行う。 水の入れ替え プール清掃時に行う。 滅菌の方法 循環式ろ過装置での薬剤による滅菌 水質検査 清掃日以後の満水時	苔の除去・周囲の清掃・入排水路の清掃をおこなう。 業者に依頼して循環式ろ過装置の定期的点検と運転開始時の点検をおこなう。  水泳開始までに学校薬剤師に検査を依頼し、水質検査を実施する。  毎朝、教員による塩素濃度・PH・気温・水温を測定する。
けがや病気の者への対応	・けがや病気の状態の確認 （授業担当・監視責任者） ・他の児童への指示 （授業担当・監視責任者） ・養護教諭及び職員室への連絡 （補助者・児童） ・救急車及び病院への連絡 （養護教諭・校長・教頭） ・保護者への連絡 （学級担任・養護教諭）	けがや病気の状態を確認して応急処置を講じる。 他の児童に待機の指示を行い養護教員及び職員室への連絡をさせる。 必要に応じて救急車及び病院への連絡を行うと同時に保護者に連絡をする（無理をせず救急車に連絡）。 教員に報告、以後の対応の必要があれば検討する。

(6) 地震対策チェックリスト

	点 檢 内 容	
施設設備	1 廊下等の避難の妨げとなる障害物を取り除いている	
	2 消火器や避難誘導の設備点検を定期的にしている	
	3 スタンドピアノや大型音響機器等の転倒防止をしている	
	4 特別教室（図書室、理科室、調理室、図工（美術）室、技術室等）の棚の転倒防止をしている	
	5 遊具の点検・安全対策を定期的にしている	
	6 教室・職員室・特別教室のテレビの落下防止をしている	
	7 ガラスの飛散防止をしている	
組織・体制	8 学校防災組織や教職員の役割分担を明確にしている	
	9 地震発生後の参集体制や配備体制が教職員に周知されている	
	10 避難経路、避難場所が教職員に周知されている	
	11 障害のある児童等の個別の避難方法について、すぐ対応できるよう訓練している	
	12 関係機関との連絡体制が整備されている	
書類等	13 防災訓練を計画的に実施している	
	14 年間計画に基づき、計画的に防災教育を実施している	
	15 地域と連携した防災訓練を実施している	
周辺環境	16 児童等の引き渡しカードを作成している	
	17 非常持ち出し品、児童等名簿がすぐに持ち出せるようになっている	
周辺環境	18 児童等、保護者との連絡体制を整備している	
	19 児童等の通学方法を把握している	
	20 校地・運動場及び周辺の状態について、把握している ・斜面崩壊の可能性はないか ・液状化発生の可能性はないか ・グランド縁辺部のひび割れ、崩壊の可能性はないか	

### 3. 安全教育

#### (1) 安全教育全体計画



学年別重点		
【低学年】	【中学年】	【高学年】
<b>【生活安全】</b> ○廊下・階段歩行等学校生活の安全なきまり <b>【交通安全】</b> ○通学路を守った安全な登下校の仕方 <b>【災害安全】</b> ○地震・津波のときの危険 ○地震・津波・火災等に対する安全な避難の仕方 ○火のまわり方と煙の危険及び避難行動の仕方	<b>【生活安全】</b> ○休み時間中の安全な行動の仕方 <b>【交通安全】</b> ○危険な行動、寄り道、遊び等不注意な行動での事故について ○自転車の安全な乗り方（ヘルメットの着用）について <b>【災害安全】</b> ○地震・津波情報（緊急地震速報）に基づいた判断と安全な行動 ○安全な避難場所の確認 ○火災の原因と危険及び火災情報に基づいた判断と安全な行動について	<b>【生活安全】</b> ○学校生活で起きる事故とその原因 <b>【交通安全】</b> ○登下校の心身の状態と事故について ○休み中の自転車運転のルールについて（ヘルメットの着用について） <b>【災害安全】</b> ○地震・津波のときの危険に対する心構え ○様々な場所に応じた避難の仕方 ○安全な行動の要素、燃焼の3要素の理解と可能な対応について

関連する主な領域及びその指導内容			
	【低学年】	【中学年】	【高学年】
<b>教科</b>	○体育科 ・規律ある行動 ・水泳（水の中での安全）・健康観察	○社会科4年（3）自然災害から人々を守る活動 ・地域の自然災害と備え ○体育 ・体育用具の安全な使い方 ・水泳の安全な仕方（健康観察） ○理科　・生命と地球　・野外観察時の交通安全 ○図工　・ハサミや彫刻刀などの安全な使い方	○社会科5年（5）我が国の国土の自然環境と国民生活 ・国土の自然条件や保全、生活環境の改善 ○体育 G 保健（2）けがの防止 ・事故やけがの防止 ○理科　・生命と地球 ○図工　・彫刻刀の管理の仕方と安全な使い方 ○家庭　・衣食住の生活、調理の基礎
<b>道徳</b>	○主として自分自身に関すること（節度・節制）「あとかたづけ」「あぶないよ」「がまんできなくて」「かぼちゃのつる」（国や郷土を愛する態度） ・「にっぽんのおかし」「はなびにこめられたねがい」	○主として自分自身に関すること（節度・節制） ・「もっと調べたかったから」「金色の魚」「ぼくが動かすコントローラー」（国や郷土を愛する態度） ・「お父さんのじまん」「ふろしき」	○主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること（生命的尊さ）「命のアサガオ」（節度・節制） ・「流行おくれ」「カスミと携帯電話」
<b>時間的な学習・総合的な学習科目</b>	○生活科内容（1）学校生活に関わる活動 ・校内探検の安全意識 ○生活科内容（2）校区に関わる活動 ・赤野をたんけんしよう	○総合的な学習の時間3（5）探究課題 ・地域の交通安全について考えよう ・災害時の赤野	○総合的な学習の時間3（5）探究課題 ・防災のための安全な町づくり ・実社会で働く人と自己の将来、変わりゆく社会と赤野の将来
<b>特別活動</b>	○学級活動（2）ウ心身ともに健康で安全な生活態度の形成 ・安全な登下校の仕方 ・安全な給食配膳 ・遊具の使い方や室内の過ごし方 ・体育館やプールの利用の仕方	○学級活動（2）ウ心身ともに健康で安全な生活態度の形成 ・休み時間の過ごし方 ・学級や学校での生活上の問題の解決 ・地域防災訓練への参加 ・自転車の正しい乗り方（交通安全教室）	○学級活動（2）ウ心身ともに健康で安全な生活態度の形成 ・学級や学校での生活上の問題の解決 ・児童会を中心とした挨拶運動 ・地域防災訓練への参加
<b>学校行事</b>	○地震・津波避難訓練（授業中、休み時間、掃除中） ○不審者対応訓練 ○アレルギー対応研修	○火災避難・消火訓練 ○交通安全教室 ○心肺蘇生法（AED使用）講習会	○起震車体験 ○引き渡し訓練

安全教育の成果を測る指標		
○安全点検表（毎月1回） ○学校評価（保護者：地域）「児童の安全で豊かな学習活動のために環境を整えている。」肯定的評価90%以上 ○避難行動における自発的行動ができた90%以上		

(2) 学校安全計画

月	4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3		
重点	通学路を正しく歩こう	休み時間を安全に過ごそう	梅雨時の安全な生活をしよう	落ち着いた行動をしよう ・水の事故を防ごう	けがをしないように運動をしよう	安全な生活をしよう	乗り物の乗り降りに気をつけよう	災害に備えた生活をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	安全な生活ができるようにしよう		
道徳	規則の尊重	生命の尊さ	親切、思いやり	勤労、公共の精神	希望と勇気、努力と強い意志	親切、思いやり	規則の尊重	規則の尊重	正直、誠実	生命の尊さ	よりよい学校生活		
安全学習	生活	・学校探検のときの安全意識 ・遊具の遊び方	・野外の交通安全 ・遊具で遊ぼう ・スコップ等の使い方	・野外の交通安全 ・道具の使い方	・工作の材料、文房具など使い方	・はさみの使い方	・工作の材料、文房具など使い方	・地域見学時の安全 ・野外観察の交通安全 ・秋を探しに行こう	・工作の材料、文房具など使い方	・遊び方を工夫しよう	・工作の材料、文房具などの使い方 ・移植ごとの使い方		
	理科	・野外観察時交通安全③ ・実験用ガスコンロ、虫めがねの使い方③④	・カバーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方⑤	・スコップ、ナイフの使い方③	・太陽観察時の注意③	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方⑥	・太陽観察時の注意③④	・ポリ袋、ゴム風船の使い方③	・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方⑥	・実験用ガスコンロ、蒸発皿の使い方⑤⑥	・針金、プラスチックの使い方③④		
	図工	・はさみ、カッターナイフ絵の具、接着剤の安全な使い方	・工作の材料、コンパスなどの使い方	・のこぎり、小刀、金づち釘ぬき、くぎの使い方④	・彫刻刀の管理の仕方と使い方④	・工作の材料、文房具などの使い方	・彫刻刀の管理の仕方と使い方④	・ニスの取り扱い方	・工作の材料、文房具などの使い方	・小刀の管理と使い方	・彫刻刀の管理と使い方⑥		
	家庭	・針、はさみの使い方	・アイロンの使い方	・食品の取り扱い方 ・包丁の使い方	・ガスコンロの安全な取り扱い方 ・包丁の使い方	・実習時の安全な服装の選び方	・ガスコンロの安全な取り扱い方	・ミシンの使い方	・暖房器具の使い方 ・快適な住まい方	・ガスコンロの使い方 ・食品の日付表示	・調理用具の使い方		
	体育	・運動場の安全確認 ・固定施設の使い方	・鉄棒運動時の安全 ・マット、跳び箱運動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全	・水泳時の安全	・集団演技、行動時の安全	・マット、跳び箱運動時の安全	・持久走時の安全(下見)	・けがの防止(保健)	・跳躍運動時の安全 ・薬物乱用防止教室(保険)	・けがの防止(保健)		
	総合的な学習の時間	「赤野をもっとすきになろう」(3年)、「住みよいまちをつくろう」(4年)、「赤野の防災を考えよう」(5年)、「未来へのメッセージ」(6年)											
安全教育	低学年	・通学路の確認 ・安全な登下校 ・安全な清掃活動 ・遠足時の約束	・休み時間の約束 ・体育馆や運動場の使い方のきまり ・道の通り方と交通ルール ★交通安全教室 ◎地震が来たらどうするの?	・校庭での安全な遊び方 ・不審者から身を守る ★防犯教室 ◎津波から身をまもるには?	・夏休みの約束 ・熱中症の予防 ・落雷の危険	・運動時の約束 ◎地域の津波避難場所を確かめよう	・校庭での安全な遊び方	・安全な集団行動 ◎ゆれがおさまってもまだ続く危険ってなんだろう	・災害時の正しい行動の仕方 ・火事の時の避難の仕方 ・冬休みの安全な過ごし方	・安全な身支度、衣服の調節 ・起震車体験学習の仕方	・災害時の正しい行動の仕方、安全な集団行動 ◎「避難生活ってどんなもの?」	・1年間の反省 ・けがをしないために	
		・通学路の確認 ・安全な登下校 ・安全な清掃活動 ・遠足時の安全	・休み時間の安全 ・自転車の乗り方(ヘルメットの着用)と交通ルール ★交通安全教室 ◎どこにいても、地震のゆれから身を守ろう	・校庭での安全な遊び方 ・不審者から身を守る ★防犯教室 ◎どこにいても、地震のゆれから身を守ろう	・夏休みの安全な過ごし方 ・不審者から身を守る ★防犯教室 ◎どこにいても、地震のゆれから身を守ろう	・運動時の安全な服装 ・体育馆や運動場の使い方のきまり ・落雷の危険	・校庭での安全な遊び方	・安全な集団行動 ◎揺れがおさまっても…危険は続く	・災害時の正しい行動の仕方 ・火災時避難の仕方 ・冬休みの安全な過ごし方	・安全な身支度、衣服の調節 ・起震車体験学習の仕方 ★SNSの安全な利用	・災害時の正しい行動の仕方、安全な集団行動 ◎「地域の防災に関わる人たち」	・1年間の反省 ・けがをしやすい時間と場所	
	学級活動	・通学路の確認 ・安全な登下校 ・安全な清掃活動 ・遠足時の安全	・休み時間の事故とけが ・自転車の点検と整備の仕方 ・自転車の乗り方(ヘルメットの着用)と交通ルール ★交通安全教室 ◎南海地震に備えよう	・校庭での安全な遊び方 ・宿泊学習の安全 ・宿泊訓練の事前学習 ・不審者から身を守る ★防犯教室 ★心肺蘇生法講習会 ◎津波から逃げる	・夏休みの事故と防止策 ・宿泊学習の安全 ・宿泊訓練の事前学習 ・不審者から身を守る ★防犯教室 ★心肺蘇生法講習会 ◎津波から逃げる	・運動時の事故とけが ・体育馆や運動場の使い方のきまり ・落雷の危険	・校庭での安全な遊び方 ・体育馆や運動場の使い方のきまり ・修学旅行の安全(事前学習) ◎災害と情報	・校庭での安全な遊び方 ・体育馆や運動場の使い方のきまり ・修学旅行の安全(事前学習)	・災害時の正しい行動の仕方 ◎山の津波「土砂災害」	・安全な身支度、衣服の調節 ・起震車体験学習の仕方 ★SNSの安全な利用 ◎これが大切!我家の備え	・災害時の正しい行動の仕方、安全な集団行動 ◎「避難生活を考えよう」	・1年間の反省 ・けがの種類と応急処置	
		・委員会活動	挨拶運動(児童会)	挨拶運動(体育委員会)	挨拶運動(放送委員会)	挨拶運動(児童会)	挨拶運動(体育委員会)	挨拶運動(放送委員会)	挨拶運動(児童会)	挨拶運動(体育委員会)	挨拶運動(健康給食委員会)		
	安全指導	・主な学校行事等	・始業式、入学式 ・春の交通安全運動 ・下校指導(1年) ・内科検診、歯科検診	・1年生歓迎ゲーム遠足 ・交通安全教室 ・起震車体験学習 ◎避難訓練(地震・津波) ・体力テスト	・プール掃除、開き ・救急法学習会 ・飲料水、プール水質検査 ・宿泊学習 ・防犯教室	・校内水泳大会 ・安芸市水泳記録会 ・終業式	・始業式 ・防災学習 ◎避難訓練(地震・津波) ◎引き渡し訓練 ・秋の交通安全運動 ・運動会	・陸上記録会	・社会見学 ・市音楽会 ・学習発表会	・交流参観日 ・市音楽会 ・学習発表会	・始業式 ・人権参観日	・避難訓練(地震・津波) ・6年生を送る会	・卒業式 ・終了式
		・対人管理	・安全な通学の仕方 ・学校のきまり ・新入生の下校指導 ・下校見守り	・固定遊具の安全な使い方 ・自転車の整備、乗り方 ・安全な避難の仕方 ・下校見守り	・校内の安全な過ごし方 ・プールでの安全のきまり ・下校見守り	・休み時間の安全な過ごし方 ・下校見守り	・安全な避難の仕方 ・引き渡しの流れ確認 ・下校見守り	・休み時間の安全な過ごし方 ・下校見守り	・バスなどの安全な待ち方及び乗降の仕方 ・災害時の身の安全の守り方 ・下校見守り	・安全な避難の仕方 ・災害時の身の安全の守り方 ・下校見守り	・登下校時の安全配慮 ・下校見守り	・災害時の身の安全の守り方 ・避難経路の確認 ・下校見守り	・1年間の人的管理の評価、反省 ・下校見守り
安全管理	対物管理	・通学路の安全確認(毎月の下校見守り時に確認) ・安全点検年間計画	・諸設備の点検及び整備 ・遮光ネットの設置	・学校環境の安全点検及び整備 ・避難経路の確認	・夏季休業前、休業中の校舎内外の点検	・運動会	・校舎内外の整備	・校舎内外の整備	・避難経路の確認 ・防災設備の点検、整備	・学校内の危険箇所の点検、整備	・防災用具の点検、整備	・1年間の学校環境安全点検の評価、反省	
		・学校安全に関する組織活動	・春の交通安全運動 ・子ども110番の確認 ・校内安全点検	・交通安全街頭指導 ・校外における児童の安全行動把握、情報交換 ・校内安全点検	・地域の危険箇所点検 ・交通安全街頭指導 ・校内安全点検	・地域パトロール ・交通安全街頭指導 ・校内安全点検	・秋の交通安全運動 ・交通安全街頭指導 ・校内安全点検	・交通安全街頭指導 ・校内安全点検	・交通安全街頭指導 ・年末年始交通安全運動 ・校内安全点検	・交通安全街頭指導 ・校内安全点検	・交通安全街頭指導 ・校内安全点検	・交通安全街頭指導 ・校内安全点検	
研修	・危機管理マニュアル確認	・アレルギー児童対応、食中毒対応研修	・心肺蘇生法研修 ・熱中症予防研修 ・学校生活アンケート分析研修	・不審者対応研修 ・防災に関する研修 ・エビデンス対応研修 ・いじめ・虐待防止研修 ・取り組みの検証					・学校生活アンケート分析研修 ・取り組みの検証			・学校生活アンケート分析研修 ・取り組みの検証	

### (3) 学校消防計画

令和6年4月1日作成

#### 第1 目的及びその適用範囲等

##### 1 目的

この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、安芸市立赤野小学校における防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし定めるものとする。

ア 防災の徹底を期す。

イ 非常災害に際して児童生徒並びに教職員の安全確保をする。

ウ 火災に対しては、早期発見と災害の拡大を防ぐ処置をとる。

エ 重要書類及び備品の保持安全を図る。

##### 2 適用範囲

この計画に定めた事項については、次の部分及び赤野小学校に勤務する者、出入りするすべての関係者に適用する。

(1) 当該管理権原の及ぶ範囲は、赤野小学校校地内の全ての建造物、及び校庭等の敷地内とする。

(2) 赤野小学校に勤務する職員、或いは在校する児童、及び出入りするすべての者を対象とする。

#### 第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

##### 1 管理権原者

(1) 当該管理権原者は、安芸市立赤野小学校の施設の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

(2) 管理権原者は、管理的及び監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務に適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わなければならない。

(3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えるなければならない。

(4) 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

##### 2 防火管理者

防火管理者（管理職）は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督
- (4) 防火対象物の法的点検の立会い
- (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法的点検・設備及び立会い
- (6) 改装工事などの工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人数の適正管理

- (9) 職員に対する防災教育の実施
- (10) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指揮及び監督
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) その他

### 3 防火管理委員会

ア 防火管理業務の適正な運営を図るため、校長を委員長とする防火管理委員会を設置する。委員は、防火管理者（管理職）をはじめ生活部の職員を持って構成する。

イ 防火管理委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び変更に関すること
- (2) 児童の人命安全に関すること
- (3) 校舎及び消防用設備等の維持管理に関すること
- (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関すること
- (5) 消火、通報及び避難訓練に関すること
- (6) 震災対策及び弾道ミサイル対策に関すること
- (7) 防災教育とその実施方法に関すること
- (8) その他防火管理に関すること

## 第3 消防機関との連絡等

### 1 消防機関へ報告、連絡する事項

(1) 防火管理者選任 (解任)届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
(2) 消防計画作成 (変更)届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・設備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	
(3) 訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき	防火管理者
(4) 消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告	定期的な検査における（総合点検終了後の消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書）	防火管理者の確認を受けた後に報告
(5) 防火対象物定期点検結果報告	1年に1回 安全点検は、月1回実施する中で、防火上の点検も図る	管理権原者
(6) その他		

### 2 資料等の整備

防火管理者は、防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめ、防火管理維持台帳を作成及び保管する。

## 第4 火災予防上の点検・検査

### 1 日常の火災予防

(1) 平素における火災予防及び地震時における出火防止を図るため、防火管理者のもとに、所定の区域ごとに火元責任者を置く。火気管理・安全点検分担は、別表1「火気管理・安全点検分担」のとおりとする。

(2) 別表1は全職員に配布し、みやすい場所に掲示する。

(3) その他 防火管理者は、定期的に担当者に直接質問し、担当者の任務の確認を行う。

### 2 自主的に行う検査・点検

#### (1) 火災予防上の自主検査

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

ア 日常的に行う検査は、各担当区域の火元責任者が行う。

・「火気関係」のチェックは、毎日終業時に行う。

・「閉鎖障害等」のチェックは、1日2回行う。

イ 定期的に行う検査は、チェック表に基づき、火元責任者が行う。

実施時期は、4月、9月、1月の年3回を重点に、毎月行う安全点検でも行う。

ウ 防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認する。

#### (2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

消防用設備等・特殊消防用設備等の法的点検のほか、自主点検を実施する。

ア 自主点検は、「消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検チェック表」で行う。

イ 実施時期は、10月ごろとする。

### 3 防火対象物の法的点検及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法的点検

(1) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法的点検は、「高知消防システム株式会社」に委託して行う。

(2) 防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立会うことを原則とする。

### 4 報告等

(1) 自主検査、自主点検及び法的点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。

ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

(2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

(3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

## 第5 厳守事項

### 1 職員等が守るべき事項

(1) 全職員は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

ア 廊下、階段、通路に物品（椅子等）を置かない。

イ 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自動的に閉まる扉を含む）を妨げるよう物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

ウ 防火シャッターの降下位置又はそのすぐ近くに物品が置いてある場合は、直ちに除去す

る。

エ 上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

(2) 火気管理等

ア 喫煙管理については、当該施設内外（敷地内）全面禁煙であるが、常に吸殻等の点検は実施する。

イ 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

ウ 火気設備器具は、指定された場所で使用する。

エ 燃料器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

オ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませないで、徹底する。

(3) 防火管理者への連絡、承認事項

次の事項を行う者は防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

ア 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき

イ 各種火気設備器具を新設又は増設するとき

エ 危険物等を使用するとき

(4) 放火防止対策

ア 死角となる廊下、階段、トイレ、特別教室、倉庫、体育館裏等可燃物を置かない。

イ 物置、空き教室、特別教室、雑品倉庫等の施錠を行う。

ウ 建物内外の整理整頓を行う。

エ トイレ、洗面所の巡回（巡視）を定期又は不定期に行う。

オ 管理職、火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

カ その他 理科で扱うマッチやライター等の管理に担当教諭は留意する。

## 2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人数の管理

防火管理者は、収容能力を把握し、過剰な人数が入校しないように職員に徹底する。

(2) 工事中の安全対策の樹立

ア 防火管理者は、工事を行うときは工事中の安全対策を樹立する。

また、次に掲げる事項の工事には、消防機関に相談し必要に応じて消防計画の変更届出を行う。

- ・ 増築等で建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき
- ・ 消防用設備等・特殊消防用設備等の増設等工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

イ 工事人等の遵守事項

防火管理者は、工事人に対して、次の事項を周知し遵守させる。

- ・ 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること
- ・ 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- ・ 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について定期に防火管理者に報告させること。

- ・ 危険物等を持ち込み場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- ・ 放火を防止するために、資料、機材等の整理整頓をすること。
- ・ その他、防火管理者の指示すること。

(3) 火気に使用制限

防火管理者は、次の事項について指定又は制限することがある。

- ア 喫煙場所は設置しない。
- イ 火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
- ウ 危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定
- エ 工事等の火気使用の禁止又は制限
- オ その他 火災等が発生する可能性がある場所や状況での火気使用の制限及び禁止

(4) その他

- ア 防火シャッターの閉鎖範囲を明示する。
- イ 避難経路図を作成し、出入り口、職員室に掲出する。

## 第6 自衛消防組織

### 1 組織の編成

自衛消防組織の編成（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む）は、学校長を自衛消防隊長として、組織を編成し職員室に掲出する。

### 2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

尚、職員は教育計画にある「防災計画」「設備等管理分担表」「非常時における安全対策」を熟読し、迅速かつ適切な行動に努める。

(1) 通報・連絡

- ア 火災が発生したときは、各通報連絡担当又は火災発見者は 119 番通報、職員室への連絡をするとともに、周囲のものに連絡する。
- イ 管理職（または、職員室の職員）は、消防機関へ通報するとともに、放送設備により出火場所や消火・避難誘導などを指示する。尚、安芸市教育委員会に速やかに連絡する。
- ウ ぼやで消えた場合でも、消防機関及び安芸市教育委員会に連絡する。
- エ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

(2) 初期消火

- ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。
- イ 初期消火担当は、近くにある消火器、屋内消火栓設備を用いて消火する。

(3) 避難誘導

- ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて避難誘導する。
- イ 放送設備、携帯用拡声器等を使用し、落ち着いて行動するよう誘導する。
- エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長（管理職）に報告する。

(4) 安全防衛

逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

(5) 応急救護

ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようとする。

イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷の程度など必要事項を記録する。

ウ 原則として、火災の場合は校庭に救護所を設置する。地震時は、校外へ避難する。

(6) 救出、救護

応急救護担当は、地震時において「地震を想定した避難訓練マニュアル」に沿って任務を行う。人命優先での避難行動に努める。

3 自衛消防隊の活動範囲

(1) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所（安芸市立赤野小学校）の管理範囲内とする。

(2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

4 その他

プロパンガス漏洩事故防止にも職員は十分留意する。

第7 休日、夜間の防火管理体制

緊急連絡先 学校長

教頭 防火管理者

1 休日、夜間に在校者がいる場合

(1) 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者、玄関を施錠し、外部から侵入できない状態にすること。

定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。火気取扱いには、十分留意し、退校時には、数度となく、安全を確認すること。

(2) 休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者で次の初動措置を行う。

ア 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに管理職に連絡する。

イ 初期消火

在校者が協力して、消火器・屋内消火栓設備を有効活用し、適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖に努める。

ウ 避難誘導

工事、点検等で入校者がいる場合は、非常放送設備等を使い火災を知らせ、避難方向を指示する。

エ 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

## 2 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間に無人となる場合は、隣接民家、地域住民により通報があるため、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに当該事業所に駆け付けなければならない。

## 第8 地震対策

### 1 日常の地震対策

- (1) 地震対策を実施する責任者は、防火管理者とする。
- (2) 地震時の災害を予防するために、次の事項を実施する。
  - ア ロッカー、棚等の転倒防止措置を行う。
  - イ 窓ガラスの飛散防止措置及び用具・施設の落下防止措置を行う。
  - ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。
  - エ 危険物等の流出、漏洩防止措置を行う。
- (3) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期に点検整備を行う。
  - ・緊急時連絡カード・・・・・・職員室（管理職、養護教諭）
  - ・保護者用児童引き渡しカード・・職員室（管理職、養護教諭）
  - ・AED の持ち出し・・・・・・職員室（校長）
  - ・救急セット・・・・・・保健室（養護教諭）

### 2 地震後の安全措置

- (1) 地震発生後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 出火防止  
火気設備器具の直近にいる職員は、元栓・器具栓を閉止又は電源を遮断する。各火元責任者はその状況を確認する。
- (3) 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。
- (4) 地震動終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生防止のため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置をとる。速やかに防火管理者に連絡をする。
- (5) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。
- (6) その他
  - ・避難通路の確保を行う。
  - ・防火管理者は被害の状況を把握する。

### 3 地震時の活動

地震時の活動は、「学校危機管理マニュアル」に記載している。

- (1) 情報収集等  
通報連絡担当は、次のことを行う。
  - ア テレビ、ラジオ、スマホ等により情報の収集を行う。
  - イ 混乱防止を図るために、必要な情報を避難場所にいる児童、地域住民に知らせる。
- (2) 救出、救護  
ア 救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。
  - イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

#### ウ その他

地震時の災害規模によって、消防隊等による救出が困難であると予想される場合は、救出資材を活用して救助作業を行う。

#### (3) 避難誘導等

ア 各避難誘導担当は、児童等の混乱防止に努め、次のことを行う。

- (ア) 児童を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、机の下、柱の回り、壁際など安全な場所で待機させる。
- (イ) 児童を一次避難場所へ誘導するときは、順路、状況、被害状況について説明する。

(ウ) 避難は、自衛消防隊長（校長もしくは教頭）の命令により行う。

(エ) 避難誘導は、児童の率先避難を原則とし、全職員が先頭、中間、最後尾にて児童の安全確保を行う。

イ 各安全防衛担当（担任）は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障があるものは除去する。

#### 4 警戒宣言が発動された場合の対応措置

警戒宣言が発せられた場合、自衛消防隊は「学校危機管理マニュアル」に沿って行動する。

##### (1) 警戒宣言が発せられた場合における運営方針

原則として、授業を中止し、児童が混乱しないで下校できるようにする。

##### (2) 関係者・児童に対する警戒宣言が発せられた場合の情報の伝達方法

ア 児童等に対する情報の伝達に先立ち、まず全職員へは職員室に招集して伝達する。

イ 児童等に対する情報の伝達時間は、職員の避難誘導担当の配置後とし、放送にて行う。

##### (3) 地震による被害の防止措置

ア 地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とする。

##### イ 被害防止措置の内容

- ・窓ガラス等の破損、散乱防止措置
- ・照明器具、ロッカー、書棚、OA機器、移動式黒板、物品などの転倒・落下防止措置

ウ その他 避難通路の確保、非常口の開放等

## 第9 防災教育

### 1 防災教育の実施時期等

- ・全職員を対象として、年4回避難訓練を実施する。内2回（6月・9月）は授業を行う。また全職員は、4月に学校危機管理マニュアルの共有を図る。

### 2 自衛消防隊員の育成

- ・管理権原者は、災害時において迅速かつ円滑に自衛消防活動を行うために、自衛消防組織の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を行う。

### 3 防災教育の内容及び実施方法

#### (1) 防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、各避難行動の共有を図る。

ア 消防計画

- (ア) 全職員が守るべき事項について
  - (イ) 火災発生時の対応及び地震時の対応について
- (2) 防災教育の実施方法
- (ア) 「学校危機管理マニュアル」で共有を図る。
  - (イ) 4月の職員会議で時期・内容を協議する。

## 第10 訓練

### 1 訓練の実施

- (1) 各訓練の時期・内容・役割等は別紙にて記載
- (2) 防火管理者は、訓練指導者（担任）を決め、訓練の実施にあたらせる。
- (3) 訓練参加者  
全職員、児童、地域住民
- (4) 防火管理者は訓練の実施をあらかじめ、消防機関に知らせる。  
場合によって、消防機関に訓練に参加してもらい、より安全性を求める。

### 2 訓練時の安全対策

訓練指導者は自衛消防隊長とし、訓練時における参加者の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

- (1) 訓練実施前
  - ア 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検する。
  - イ 参加者の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。
- (2) 訓練実施時
  - 訓練実施時において、使用資機材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに、必要な措置等を講じる。
- (3) 訓練終了後
  - 使用資機材収納時には、手袋・保安帽を装着させるなど十分に安全を確保させる。

### 3 訓練の実施結果

- (1) 防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに実施結果について検討を行い、次時に反映させる。場合によっては、消防機関へ避難訓練実施結果表（報告書）の提出を行う。

### 4 その他の訓練

- ・不審者対応訓練（夏季休業中）

## 第11 その他

- 1 消防計画は、防火管理者に変更があればその都度、消防機関へ提出する。
- 2 教職員の心得
  - ア 常に人命の安全保護を第一とし、訓練行動や有事の際に行動する。
  - イ 教職員に日常的な危機意識の確立と災害時に迅速かつ適切な対応意識を持つ。
  - ウ 特活その他で児童生徒に火災予防について正しい認識を養う。
  - エ 退避に際しては敏速適切な行動ができるよう学級指導を主とした訓練をつんでおく。
  - オ 非常災害対処の組織及び任務を熟知した総合訓練を隨時行う。

## (4) 南海トラフ地震防災規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

#### (組織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第1のとおり指定する。

- 1 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- 2 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

#### (隊長等の権限)

第3条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもつ。

- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

#### (職員の責務)

第4条 次の内容を覚知した従業員等は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

- 1 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したこと。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたこと。

### 第2章 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務

#### (隊長等の業務)

第5条 隊長は、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 1 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- 2 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 3 避難を決定した場合、避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
- 4 避難を決定した場合、従業員等を一次避難場所（赤野オカノハナ乙 838-1）に集合させ避難させること。

- 5 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(情報収集連絡班の業務)

第6条 情報収集連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 1 地震の発生又は隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集に努め、隨時隊長に報告すること。
- 2 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を使い、顧客、その他の従業員等に伝えること。
- 3 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(避難誘導班の業務)

第7条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 1 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図第1の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所（別図第2）までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。
- 2 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。
- 3 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- 4 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(その他不測の事態)

第8条 隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

- 2 各班の班長は、班長がこの規程どおりに活動することが困難又は適當でないと判断したときは、直ちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

第3章 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における防災に関する業務

第1節 災害応急対策をとるべき期間等

(南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合)

第9条 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、地震防災隊は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地

震に対して注意する措置をとるものとする。

(南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合)

第10条 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、地震防災隊は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合)

第11条 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、地震防災隊は、隊長の指示に基づき、防災に関する業務を終了する。

## 第2節 地震防災隊の対応

### (隊長等の業務)

第12条 隊長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 1 情報収集連絡班に南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に関する情報の収集にあたらせること。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

### (情報収集連絡班の業務)

第13条 情報収集連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 1 隊長の指示に基づき、ただちに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に関する情報の収集に努め、隨時隊長に報告すること。
- 2 隊長の指示に基づき、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を使い、顧客、その他の従業員等に伝えること。

- 3 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

#### 第4章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 (訓練)

第14条 隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- 1 情報収集・伝達に関する訓練
- 2 津波からの避難に関する訓練
- 3 その他前各号を統合した総合防災訓練

#### (教育)

第15条 隊長が職員等に対して行う教育は次による。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震及び津波に関する一般的な知識
- 4 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に従業員等が果たすべき役割
- 6 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 今後地震対策として取り組む必要のある課題

#### (広報)

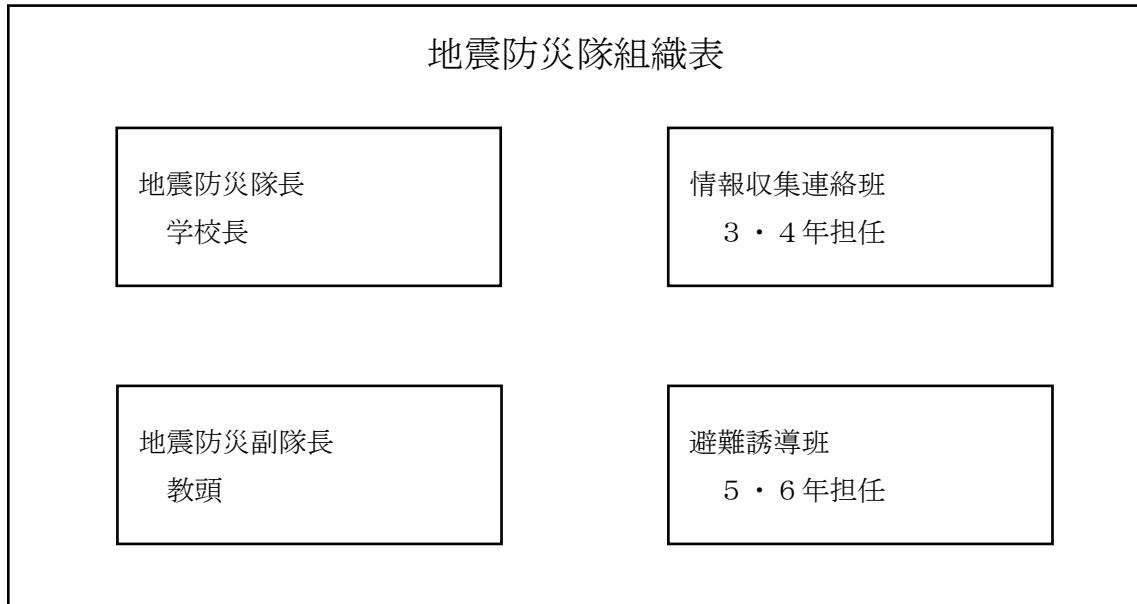
第16条 隊長がお客様等に対して事前に行う広報は次による。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容並びにこれに基づき取られる措置の内容
- 2 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に出火防止、お客様同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 3 正確な情報入手
- 4 防災関係機関が講ずる災害応急対策等

5 避難対象地区、急傾斜地崩壊危険個所等に関する知識

6 避難場所及び避難経路に関する知識

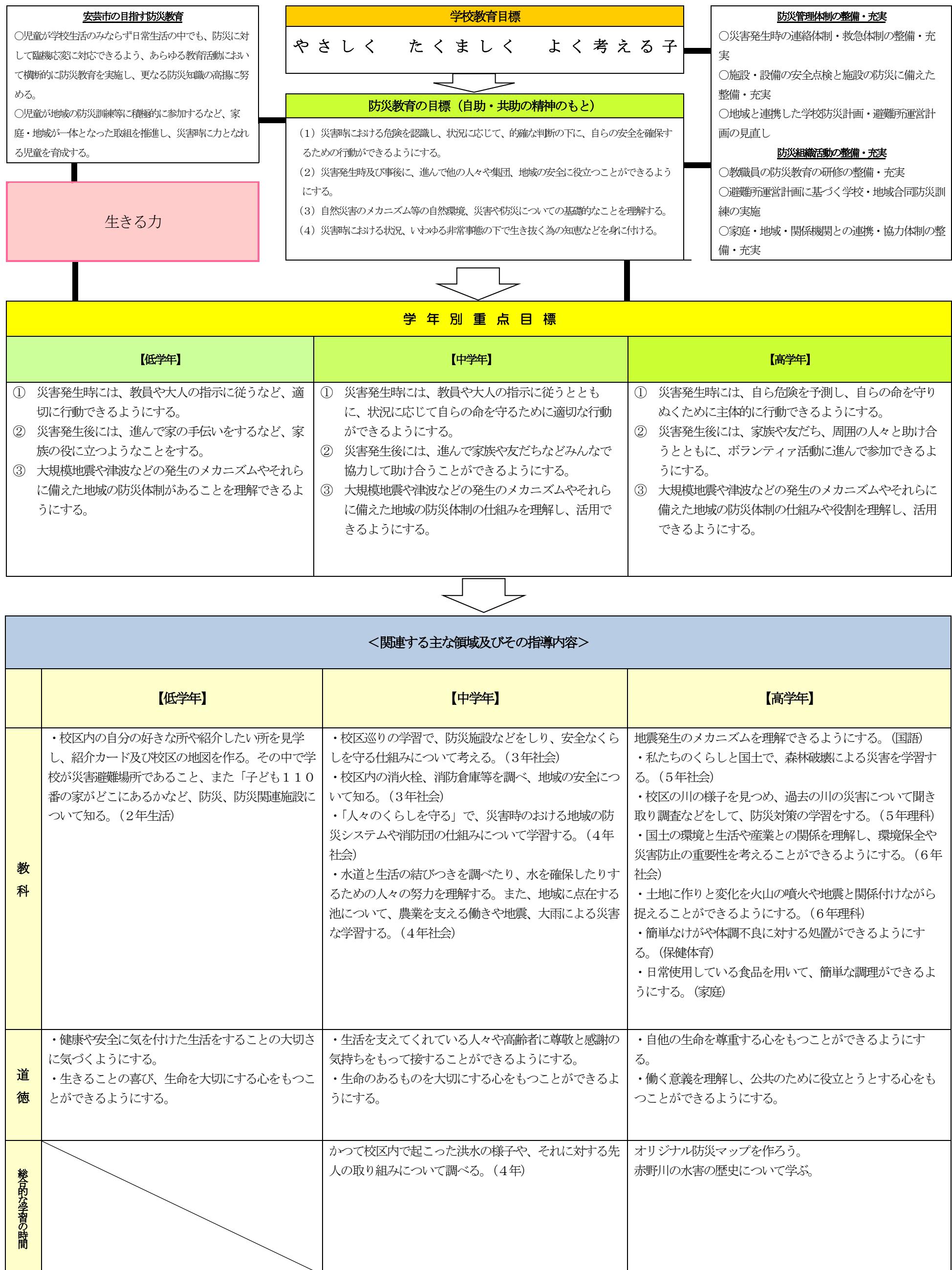
別表第1



## 地震防災隊 活動要領

担当区分	地震発生時の任務内容	臨時情報発表時の任務内容
地震防災隊長	1 地震及び津波に関する情報の収集の指示 2 南海トラフ地震が発生したこと及び必要な措置を周知 3 顧客等の避難誘導の指示 4 従業員を集合させ避難を指示 5 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を指示	1 情報収集連絡班に臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震警戒）及び臨時情報（巨大地震注意）に関する情報の収集の指示 2 臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震警戒）及び臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことを及び必要な措置について周知 3 退避後の顧客等に対する避難誘導の指示 4 前号に掲げるほか、後発の地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を指示
情報収集連絡班	1 地震及び津波に関する情報の収集 2 同上で得た情報を隨時隊長へ報告 3 同上で得た情報及び隊長の指示等防災上必要な情報を顧客、その他の従業員へ伝達	1 臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震警戒）及び臨時情報（巨大地震注意）に関する情報の収集 2 同上で得た情報を隨時隊長へ報告 3 臨時情報（調査中）、臨時情報（巨大地震警戒）及び臨時情報（巨大地震注意）に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を顧客、その他の従業員等へ伝達
避難誘導班	1 建物内の避難路の確保及び安全の確認 2 当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告 3 隊長の指示により顧客等を避難誘導を開始 4 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告	1 建物内の避難路の確保及び安全の確認 2 当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告 3 隊長の指示により顧客等を避難誘導を開始 4 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告

## (5) 防災教育全体計画



	低学年	中学年	高学年
特別活動	<p>学級活動（2）カ「心身ともに健康で安全な生活態度の育成」「高知県安全教育プログラム（震災編）」 【1学期学習内容】3時間配当 ◇地震がきたらどうする？ 地震の揺れから自分の身を守る方法を考える。 基本的指導事項 ①地域に起こる災害を知る。 ④揺れから身を守る。 ◇津波から身を守るには？ 南海地震発生時から避難方法を考える。 基本的指導事項 ②必ず助かるための知恵と備え ⑤津波からの迅速な避難 ⑥いつどこにいても自分を守る。 【2学期学習内容】2時間配当 ◇地域の津波避難場所を確かめよう 登下校中に一人や友だちといふて、地震が発生した場合の行動を考える。 基本的指導事項 ②必ず助かるための知恵と備え ⑥いつ・どこにいても自分を守る。 ◇揺れがおさまってもまだ続く危険とは何か。 大きな揺れの後の火災からの避難について考える。 基本的指導事項 ⑦二次災害への対応（土砂災害） ⑧助ける人になるための行動 【3学期学習内容】2時間配当 ◇避難生活ってどんなもの？ 避難生活での不便さに気づき、自分でできることを考える。 基本的指導事項 ③みんなで助かるための備え ⑨みんなで生き延びるための知恵と技 ⑩地域社会の一員としての心構え</p>	<p>学級活動（2）カ「心身ともに健康で安全な生活態度の育成」「高知県安全教育プログラム（震災編）」 【1学期学習内容】3時間配当 ◇南海地震がきたらどうなるの？ 特徴を知り、避難行動を考える。 基本的指導事項 ①地域に起こる災害を知る。 ⑤津波から迅速な避難 ◇どこにいても地震の揺れから身を守ろう。 どこにいても地震の揺れから身を守る方法を考える。 基本的指導事項 ②必ず助かるための知恵と備え ④揺れから自分を守る。 【2学期学習内容】2時間配当 ◇津波が心配！揺れたら急いで高台へ 登下校中に一人や友だちといふて、安全に避難する方法を考える。 基本的指導事項 ①地域に起こる災害を知る。 ②必ず助かるための知恵と備え ⑤津波からの迅速な避難 ⑥いつどこにいても自分を守る ◇揺れがおさまって…危険は続く 二次災害からの避難方法を考える 基本的指導事項 ⑦二次災害への対応（土砂災害、池の氾濫） ⑧助ける人になるための行動 【3学期学習内容】2時間配当 ◇地域の防災に関わる人たち 地域の防災について考える。 基本的指導事項 ③みんなで助かるための備え ⑨みんなで生き延びるための知恵と技 ⑩地域社会の一員としての心構え</p>	<p>学級活動（2）カ「心身ともに健康で安全な生活態度の育成」「高知県安全教育プログラム（震災編）」 【1学期学習内容】3時間配当 ◇南海地震に備えよう 南海地震について知り、その時にどんな行動をとればよいと考える。 基本的指導事項 ①地域に起こる災害を知る。 ④揺れから自分を守る ◇津波から逃げる 津波避難の3原則を知り、どこにいても一人でも津波から避難する方法を考える。 基本的指導事項 ⑤津波からの迅速な避難 ⑥いつ、どこにいても自分を守る。 【2学期学習内容】2時間配当 ◇災害と情報 災害時に活用できる情報を考える。 基本的指導事項 ②必ず助かるための知恵と備え ③みんなで助かるための知恵 ④揺れから身を守る ⑨みんなで生き延びるための知恵と技 ◇山の津波（土砂災害） 土砂災害から自分の命を守る。 基本的指導事項 ⑦二次災害への対応 ⑧助ける人になるための行動 【3学期学習内容】2時間配当 ◇これが大切！我が家の備え 南海地震に備え、今からできることを考えよう 基本的指導事項 ②必ず助かるための知恵と備え ⑩地域社会の一員としての心構え ◇避難生活を考えよう 避難生活の様子を知り、自分でできることを考える 基本的指導事項 ②必ず助かるための知恵と備え ③みんなで助かるための備え ⑨みんなで生き延びるための知恵と技 ⑩地域社会の一員としての心構え 避難所開設について</p>
	<p>学校行事 避難訓練の実施（年3回以上） (緊急地震速報の活用・地震・津波・火災など) 保育所と合同の避難訓練</p>	<p>学校行事 避難訓練の実施（年3回以上） (緊急地震速報の活用・地震・津波・火災など) 保育所と合同の避難訓練</p>	<p>学校行事 避難訓練の実施（年3回以上） (緊急地震速報の活用・地震・津波・火災など) 保育所合同との避難訓練</p>

※ ○番号・・・指導10項目の内容（高知県安全教育プログラム参照）

## 4. 避難訓練

### (1) 学校の立地条件と想定される災害の把握

#### ① 想定条件

◇ 南海・東南海・東海地震（三連動地震）が発生し、大津波の到達が予想される場合、あるいは津波警報が発令された場合を想定する。

◎南海地震は、マグニチュード8.4規模の大きさで発生し、県内26の市町村で震度7の揺れが予測されている。この強い揺れは、約100～180秒続くことが予想される。

◎最大津波浸水深(30cm)の到達時間は安芸市役所付近まで約68分、最大浸水深6.5m、最大の浸水深となる時間は100分と予測されている。

◇ 土砂災害危険個所・警戒区域について… p36「安芸市防災のしおり」より

#### ② 学校の立地条件

◇ 海岸からの距離約500m

◇ 学校の約100m東側に赤野川が流れている。

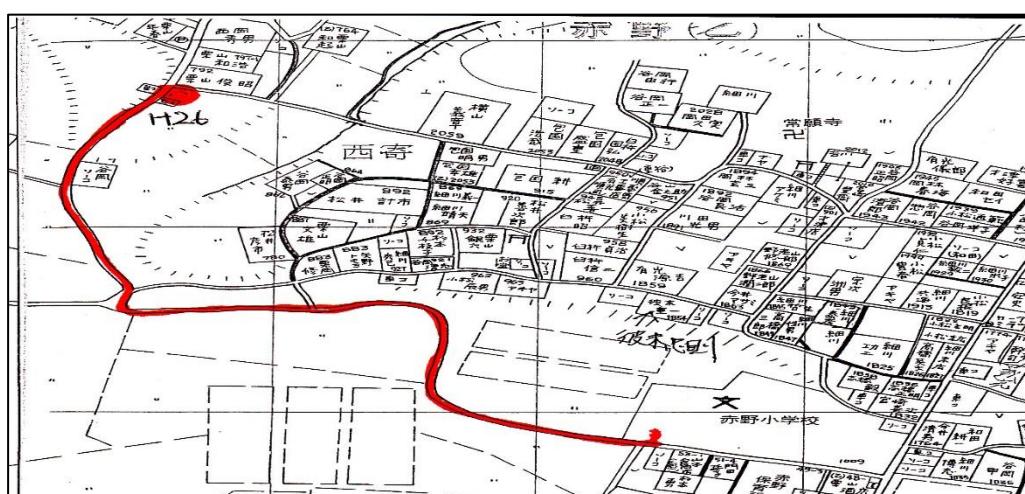
◇ 海抜6.5m

◇ 津波到達時間約20分（校舎2階部分まで浸水すると予想される。）

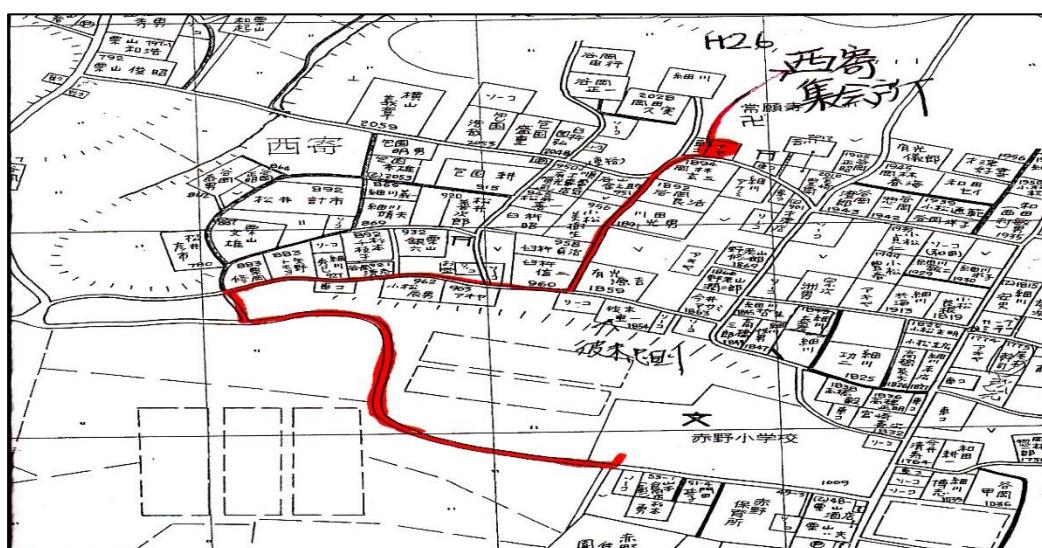
◇ 学校の北山西寄地区の高台20mまで避難予定

第1避難場所：西寄地区

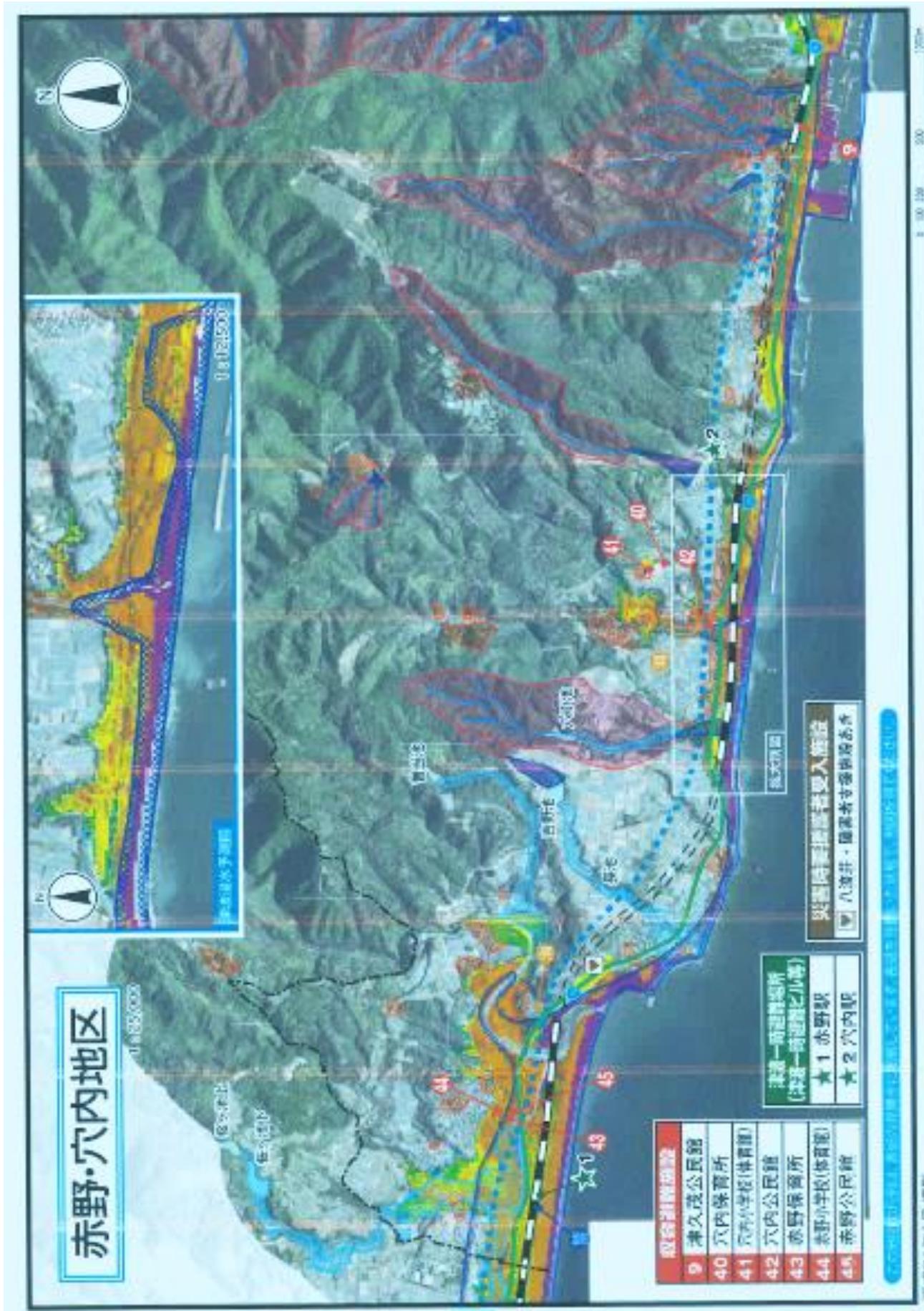
移動所要時間 約8分 距離約600m 標高点21m



第2避難場所：西寄集会所 移動所要時間 約6分 距離約400m 標高点21.3m

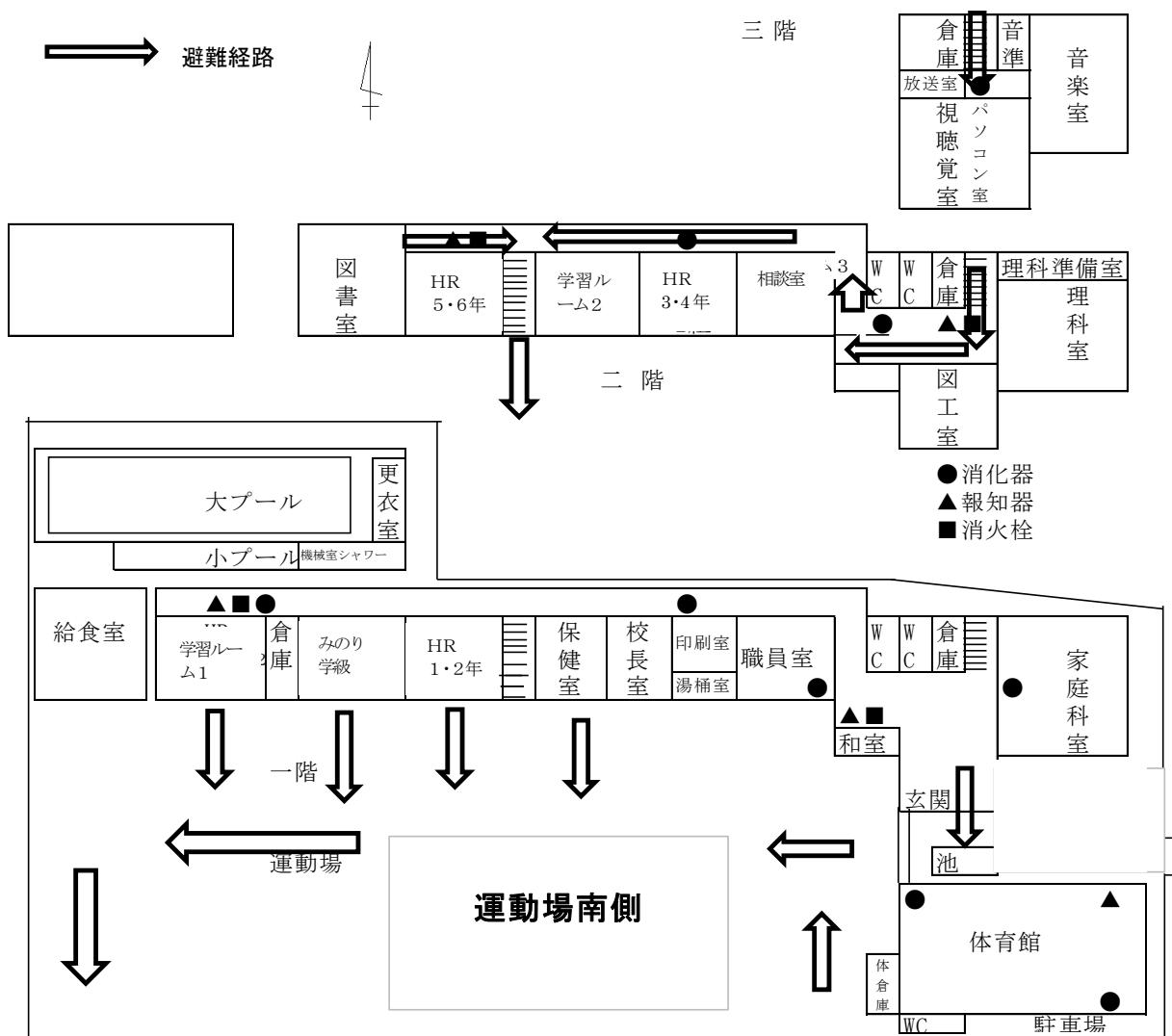


## 「安芸市防災のしおり」より



## (2) 防災管理見取り図と避難経路

※但し、地震の状況、津波、校舎の被害等で避難場所や経路が変更となる。



## (3) 避難（防災）訓練の充実の視点

### ① 学校での避難訓練

年間を通じて計画的に実施する。その際、あらゆる場面を想定して行うことが大切。特に、学校の立地条件を考慮する。

### ② 家庭等、地域社会と連携した学校での防災（避難）訓練

児童の登下校時における避難訓練の効果を高め、学校が地域の避難所となった場合等に備えるために、地域ぐるみの防災（避難）訓練を実施し、災害時の対応について訓練を積んでおく。

### ③ 職員の防災教育に関する指導力及び災害時における対応力の向上にむけての研修をする。

### ④ 災害発生時の学校における応急対応体制の作成

- 1) 避難所の運営方策
- 2) 教職員の対応方策
- 3) 児童等が在校、あるいは在校していない場合等

#### (4) 避難訓練のねらい

学校生活の様々な場面で、地震発生に対する避難方法の訓練を通して、緊急時の行動様式を身につけるとともに、種々の情報に対応する力を養う。

- ① 避難経路を知る。
- ② 避難に関する約束（お・は・し・も）

#### 「おさない、はしない、しゃべらない、もどらない」

低学年	『災害時、自分で自分の命を守 MERCHANTABILITYができるようになる。』 『学習したことを家庭に広げ MERCHANTABILITYができるようになる。』
	1. 「ゆれ」から身を守る方法を知り、行動できるようにする。 2. 「津波」から身を守る方法を知り、行動できるようにする。 3. 避難訓練を通して、いざというときの行動力を身につける。 4. 学習したことを家の人に話すことで、知識を自分のものにする。 (家庭へ広げていく)
高学年	『災害時、自分で自分の命を守 MERCHANTABILITYができるようになる。』 『身近な場所での危険個所を見つけ、日頃から地震への備えをする。』 『学習したことを全校・家庭・地域に広げる。』
	1. 「ゆれ」から身を守る方法を知り、行動できるようにする。 2. 「津波」から身を守る方法を知り、行動できるようにする。 3. 避難訓練を通して、いざというときの行動力を身につける。 4. 身近な場所の危険個所を見つけ、日頃から地震への備えについて考える。 5. 学習したことを活かして、防災マップを校内に掲示したり、防災に関する啓発新聞を地域に配布したりして、全校・家庭・地域に広げる。

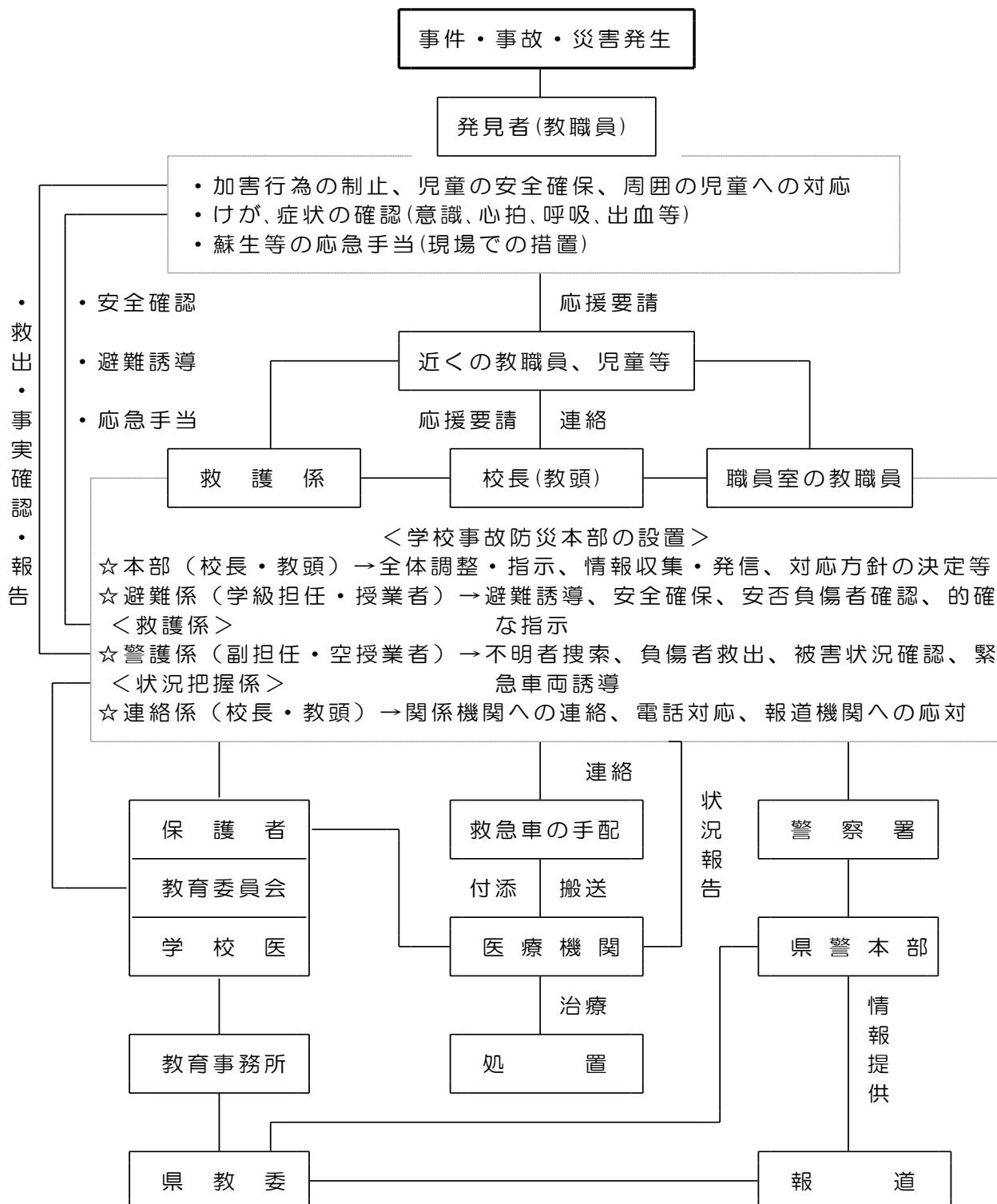
#### (5) 年間計画・実施要項

実施日	想 定	時間帯	内 容	備考
4月	地震・津波	様々な場面を想定して実施する	第1次避難場所への避難→第2次避難場所への移動	
9月	地震・津波		シェイクアウト訓練 引き渡し訓練	保護者と合同で実施 【安芸市防災の日 9月1日】
11月	地震・津波		第1次避難場所への避難→第2次避難場所への移動	全国一斉防災訓練
11月	地震		起震車体験	赤野保育所と合同実施
12月	火災		運動場への避難 消火訓練・煙体験	
2月	地震・津波		第1次避難場所への避難→第2次避難場所への移動	赤野保育所と合同で実施

## II 個別の危機管理

### 1. 事故発生時の基本の対応

#### (1) 緊急連絡体制



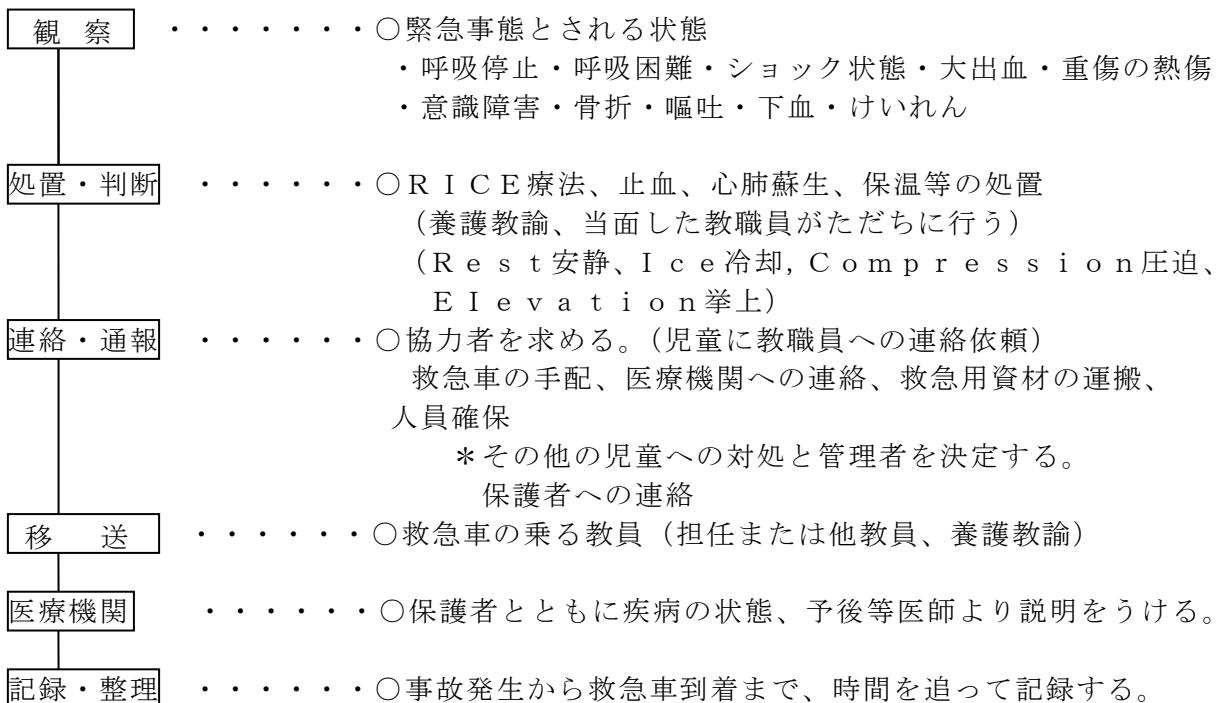
校医 津田クリニック 34-1195      薬剤師 ライオン薬局 35-3880  
 歯科校医 仙頭歯科 34-0755      育成センター 35-1020  
 安芸市教委 35-1021      救急車119      警察110

## (2) 応急処置の流れ

学校で行う救急処置の範囲としては、緊急を要する医療機関へ送るまでの救急処置と医療を必要としない一般的な救急処置へ送るまでの処置の二つに分類できる。

### 緊急を要する救急処置の流れ

突発的な事故、災害の発生により一刻を争って医療機関の手に渡すまでの処置と手順を決める。



### 救急車要請のめやすとなる症状

- ・呼吸停止、呼吸困難・胸痛のあるもの
- ・多量出血をともなうもの
- ・ショック症状の持続するもの
- ・重症の熱湯をうけたもの
- ・意識損失の持続するもの
- ・手足の一部または全部に麻痺があるもの
- ・激痛の維持するもの
- ・骨の変形をおこしたもの
- ・けいれんの持続するもの
- ・大きな開放創をもつもの
- ・上記以外の場合でも判断に迷う時は、救急車を要請する。児童にも対応方法を指導する。頭部の場合は必ず連絡をする。

### 救急車依頼の指針

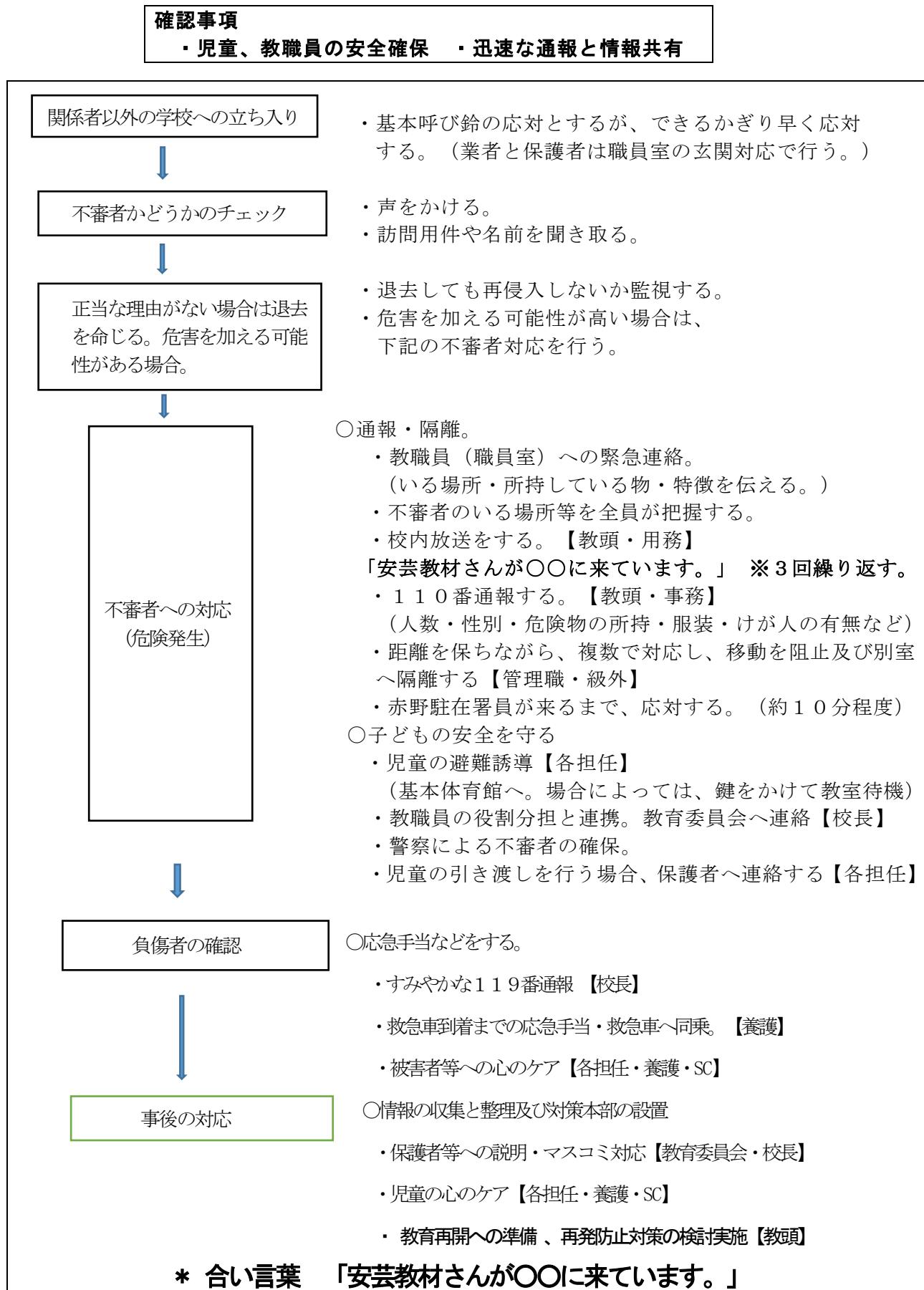
- ①一刻を争う場合は救急車を要請する。119番に電話する。
- ②119番報告依頼内容  
・学校名、住所、電話、近くの目印となる目標物を伝える。  
・傷病者の人数、年齢、状態をはっきり告げる。
- ③救急車到着までの応急手当の指示を受けて実施する。
- ④救急車が到着したら、傷病の経過、程度、施した応急手当等要領よく報告する。

## 2. 不審者への対応

対象職場又は施設設備の名称【安芸市立赤野小学校】

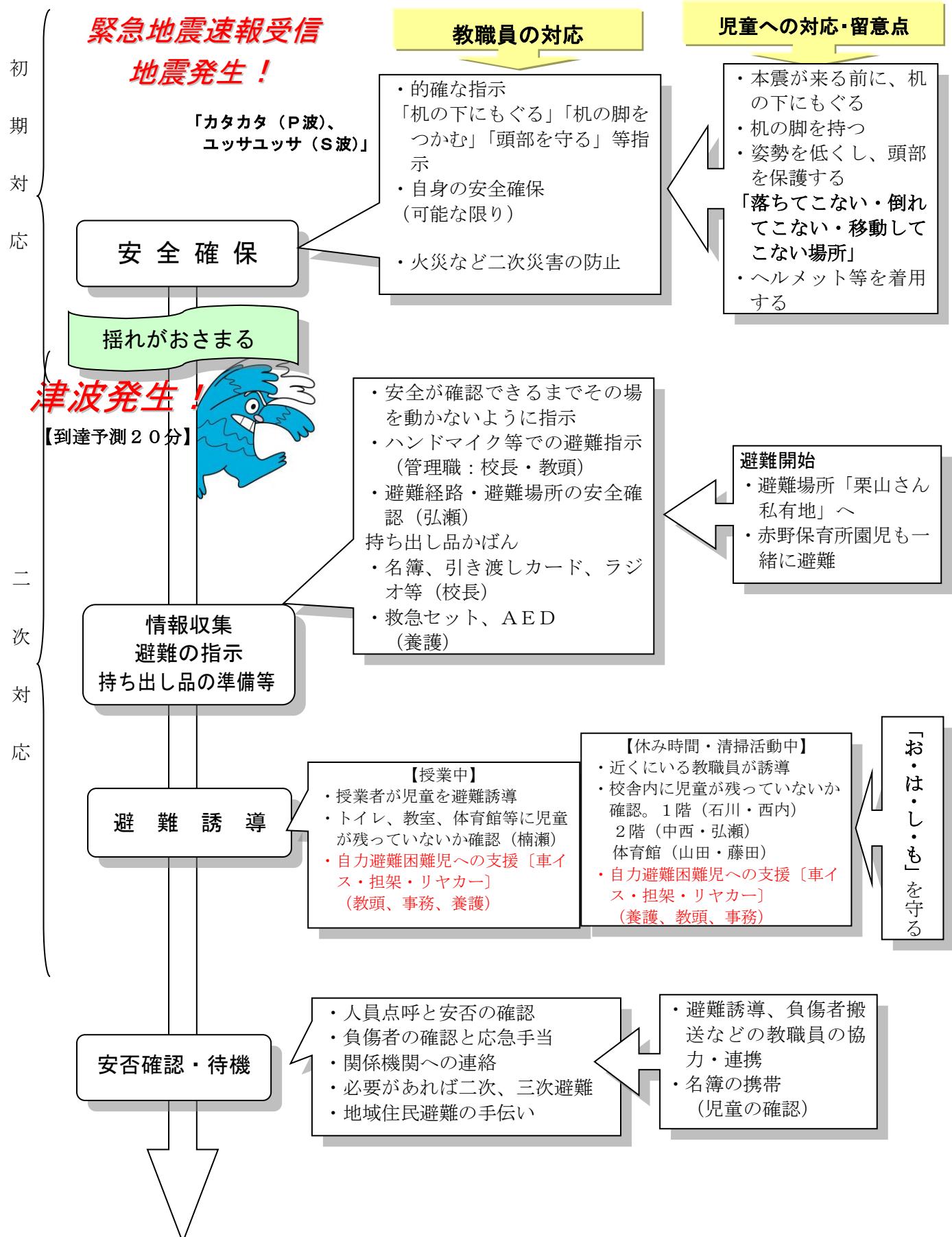
安全管理を行う項目	安全管理計画の概要	点検の時期等
校舎内外の施設管理		
①校門等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェンス・出入り口等</li> <li>・管理責任者 校長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○月ごとにフェンスや門扉の破損の有無を点検し整備・補修</li> </ul>
②校門から校舎の入口まで。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問者の来訪の確認、案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○玄関・受付・職員室の案内掲示</li> <li>○通行場所の指定</li> </ul>
③校舎への入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入口の指定・受付管理簿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業者保護者は職員室の玄関で応対</li> <li>○呼び鈴による応対（案内を表示）</li> </ul>
侵入者や事故など緊急事態への対応		
○教職員の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事態発生           <ul style="list-style-type: none"> <li>・早く知らせる（放送）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○どこで</li> <li>○何が、どんなことが</li> <li>○誰が、どうなっているか</li> </ul>
○緊急時の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事態把握           <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場に駆けつける</li> <li>・必ず複数で行動する</li> <li>・状況を伝えるため携帯電話の保持</li> </ul> </li> <li>○職員室に連絡する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害者、遭難者の保護</li> <li>○児童を避難させる</li> <li>○助けを呼ぶ</li> <li>○補助、応援に駆けつける</li> <li>○校長（教頭）に連絡する</li> <li>○救急車を呼ぶ</li> </ul>
※学校長が不在の場合 は緊急事態への対応 や救急車への連絡は 教頭（教務主任）が 判断して指示を出す	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事態への対応</li> <li>○救急処置（養護教諭）</li> <li>○関係機関への連絡           <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署、救急車（校長）</li> <li>・市教委、教育長（校長）</li> <li>・警察署、駐在所（教頭）</li> <li>・保護者（担任）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○養護教諭が救急処置</li> <li>○校長が消防署・救急車に連絡</li> <li>○養護教諭が救急車に同乗し病院へ</li> <li>○教頭は警察署（駐在所）に連絡し必要な連絡や処置を依頼</li> <li>○担任は保護者に連絡を取り、病院で合流して児童を引き渡す</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・職員の避難           <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急放送で避難を指示（教頭）</li> <li>・避難の確認（学級：担任）</li> <li>・校内巡視（級外・事務職員）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教頭は緊急放送等で状況や避難方法・集合場所・注意を指示</li> <li>○授業者が児童を誘導して避難担任は学級の児童の避難を確認すると同時に、校内を巡回して全校児童の避難を確認する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・職員の安否の確認           <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の確認（担任）</li> <li>・教職員の確認（教頭）</li> <li>・最終確認（校長）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各担任は児童の人数・状況を確認して教頭に報告する。</li> <li>○教頭は教職員の状況と児童の状況を確認して校長に報告する</li> </ul>

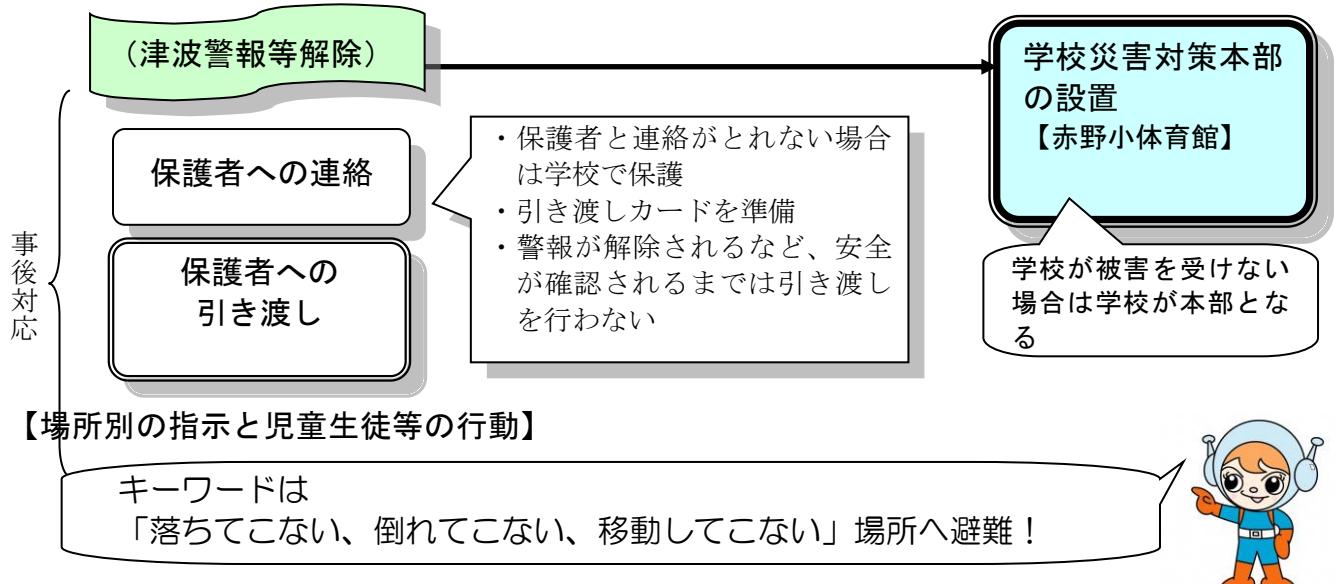
## 校内に侵入した不審者への対応



### 3. 地震・津波発生時の対応

#### (1) 児童在校中の対応





場所	教職員の指示	児童の行動
普通教室	「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」「頭部を守る」「その場を動かない」	<ul style="list-style-type: none"> <li>机の下にもぐり動かないように脚を持つ等、頭部を保護し身の安全を守る</li> <li>部屋の中央に集まり、姿勢を低くして頭部及び上半身を保護する</li> </ul>
特別教室	理科室 「窓やガラスから離れる」「薬品から離れる」「棚から離れる」	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルコールランプ等の火を消す</li> <li>机の下にもぐる等、身の安全を守る</li> <li>薬品・実験用品が入っている棚から離れる</li> </ul>
	調理室 「火の側から離れる」 *火・湯・薬品等の危険な物のそばから離れる	<ul style="list-style-type: none"> <li>食器等が入っている棚から離れる</li> </ul>
	音楽室 「ピアノから離れる」	<ul style="list-style-type: none"> <li>ピアノなど大きな楽器や機器などから離れる</li> </ul>
	パソコン室 「机の下にもぐる」「机の脚をつかむ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>ディスプレイ等の落下、飛び出しに注意する</li> </ul>
	図書室等 「本棚から離れる」 ◎教室の状況に応じて具体的に指示をする	<ul style="list-style-type: none"> <li>本棚から離れる</li> </ul> 
体育館	「体育器具や窓ガラスから離れて中央に集まる、照明に気をつける」	<ul style="list-style-type: none"> <li>天板や天井灯、窓からの落下物、体育器具の転倒などに注意し、安全な場所に集まる</li> </ul>
運動場・校庭	「校舎、フェンスや遊具などから離れて、体を低くする、グラウンドの中央に集まる」	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓ガラスの飛散や外壁の倒壊、フェンス等の転倒に注意する。</li> <li>落下物、倒壊の危険のあるものから離れ、中央部分に避難する</li> </ul>
プール	「プールの端に移動し、ふちをつかむ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>プールの端に移動し、プールのふちをつかむ</li> <li>揺れがおさまったら、速やかにプールから出て、安全な場所に避難する</li> </ul>
廊下・階段 トイレ	「しゃがんで頭部を守る」「教室に入る」「トイレ使用中は落下物に注意し、戸の鍵を開けてじっと動かさないようにする」	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等、落下物から身を守る。</li> <li>近くの教室に入り、机の下にもぐる</li> </ul>

#### 教職員の対応における留意事項

- 的確な指示
- 周囲の安全確認
- 児童の人員確認
- 声かけ等による児童の不安の除去
- 余震や二次災害への対応

#### 教職員と児童が離れている場合の対応

(休み時間、放課後等)

- 分散して、校舎内を巡回し、児童の安全を確認する
- 本部の避難指示を受け、必要に応じて、児童をより安全な場所へ誘導する
- 負傷者がいる場合は、応急手当をする

※ 避難するときのために、水泳の時は、上履きを1階廊下に並べておく。

#### (2) 校外での活動時の対応

※教職員が引率し校外で活動している場合（遠足、部活動の大会、修学旅行など）

## 緊急地震速報受信

**地震発生！**

**安全確保**

揺れがおさまる

**津波発生！**

**避難誘導**

(津波警報等解除)

**学校等への連絡**

### 教職員の対応

- ・状況の把握と的確な指示
- ・倒壊物、落下物への注意・指示
- ・乗り物に乗車中の場合は、乗務員の指示に従う
- ・施設利用時は係員の指示に従う
- ・パニックをおこさないように、声をかけて安心させる

### 児童への対応・留意点

- ・姿勢を低くし、頭部及び上半身を保護する
- ・建物、ブロック塀、窓ガラス等から離れる

#### ★あらかじめ次のことを確認する

- ①その地域の避難場所等の必要な情報
- ②家庭、学校等への連絡方法(携帯電話を持参)  
(①②は校外活動計画書に記載する)
- ③緊急連絡カードを持参

- ・乗り物に乗車中の場合は、乗務員の指示に従う
- ・施設利用時は係員の指示に従う
- ・山間部では、平地へゆっくり移動する
- ・状況に応じて、地域の方に助けを求める

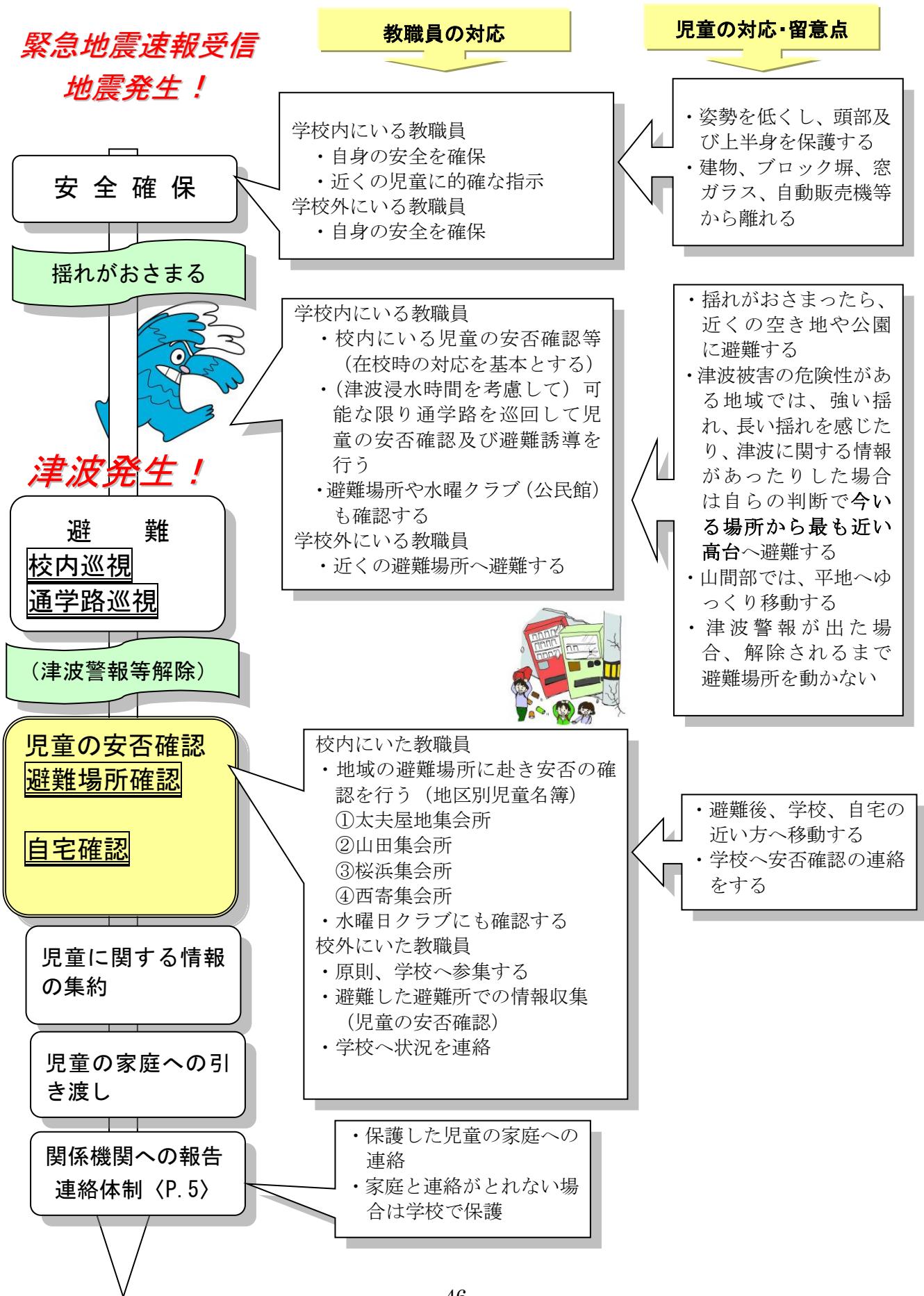
子又守は木坂日  
状況を連絡する

- ・学校等への状況報告
- ・校長からの指示を受ける

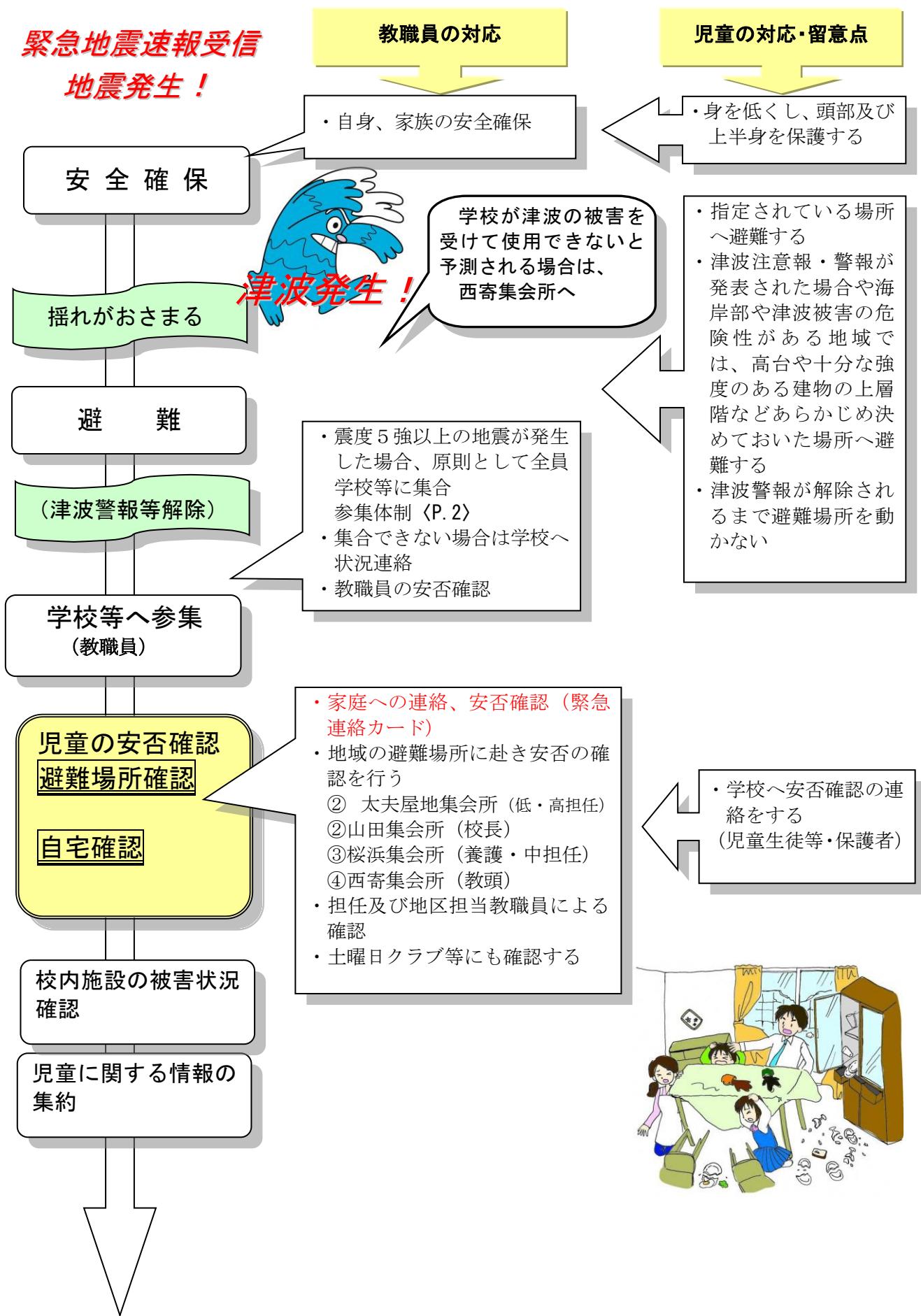
特別な支援の必要な児童には、連絡先等を記したヘルプカードを携帯するよう指導しておく



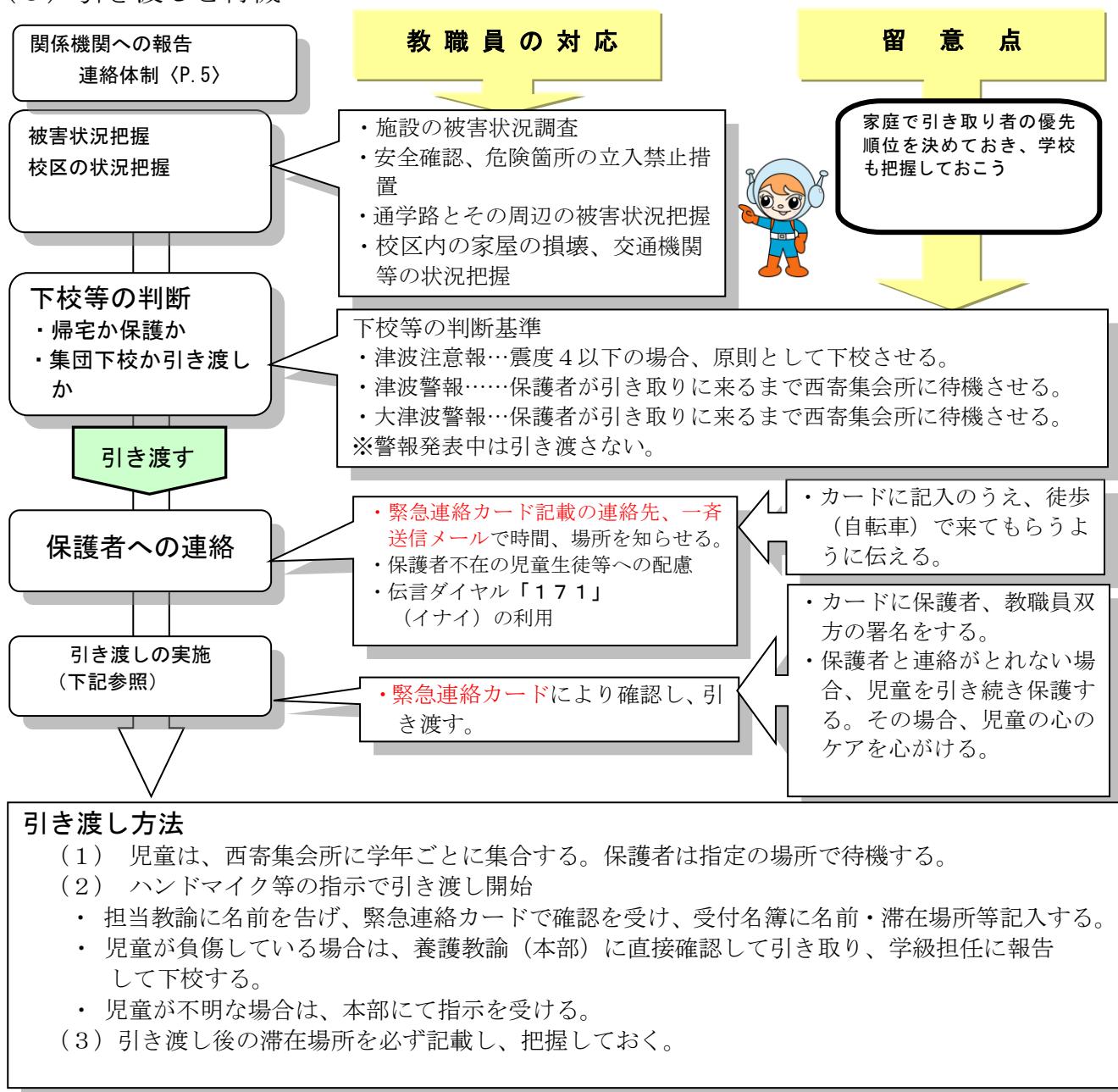
(3) 児童が登下校中の対応



(4) 児童が在宅中（休日・夜間）の対応



## (5) 引き渡しと待機



受付名簿 ※保管場所（3か所）…非常持ち出し袋内・職員室・保健室

引き渡し時 受付名簿（3年ブロック）						受付担当者名	日付 [ ]
	児童名	兄弟姉妹	来校者名（自署）	続柄	引渡時刻	避難先（予定） ○をつけてください。	避難後の連絡先
例	赤野 一郎	花子（5年）	赤野 太郎	父	15: 50	○○集会所・自宅 その他（ ）	緊急連絡カードと同じ ( )
1		(5年)				学校・自宅・ その他（ ）	緊急連絡カードと同じ ( )
3						太夫屋地地区集会所・ その他（ ）	緊急連絡カードと同じ ( )

3年ブロック 計 3名

## 【引き渡しの留意点】

地震の規模や、被災状況により、児童生徒等を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をする必要がある。また、大規模な地震の場合は、発生後に通信手段が使用できなくなり、保護者と連絡がとれないことが予想されるため、あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておく。

### ①引き渡しの判断

引き渡しの判断時には、児童の安全を最優先にするため以下の点に注意する。

○津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童を引き渡さず、保護者と共に避難場所に留まることや避難行動を促すなどの対応をする。

○家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童については、避難場所に留めるなどの事前の協議・確認をしておく。

○校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認をしておく。

### ②学校に待機させる場合の留意点

大規模な地震では待機が長時間に及ぶことも考えられるため、児童を待機させる場合に、下記の点に留意する。

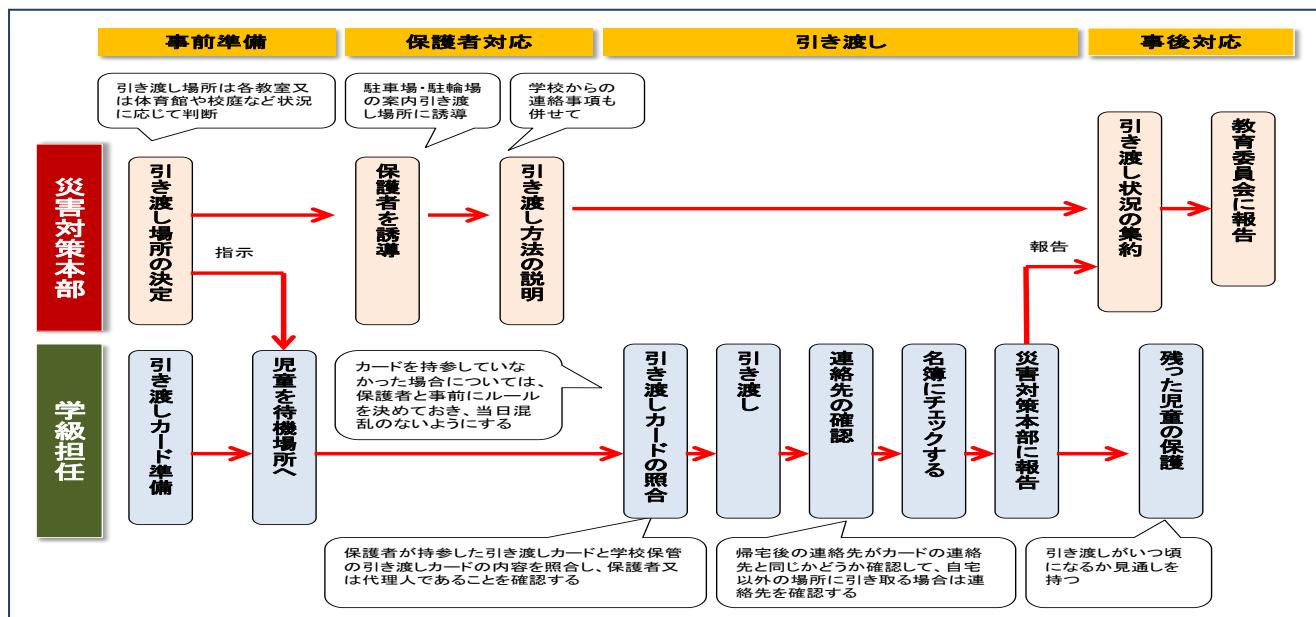
○不安を訴える児童のために、心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医などとの連携を図る。

○近隣からの火災の対応や、津波などの対策が十分とれるようにしておく。

○待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。

### ③引き渡しの手順の明確化

引き渡しの場面では、一度に多くの保護者等が集まり、混乱、錯綜することが考えられるためあらかじめ引き渡しの手順を明確化し、訓練等を通して保護者に周知しておく。

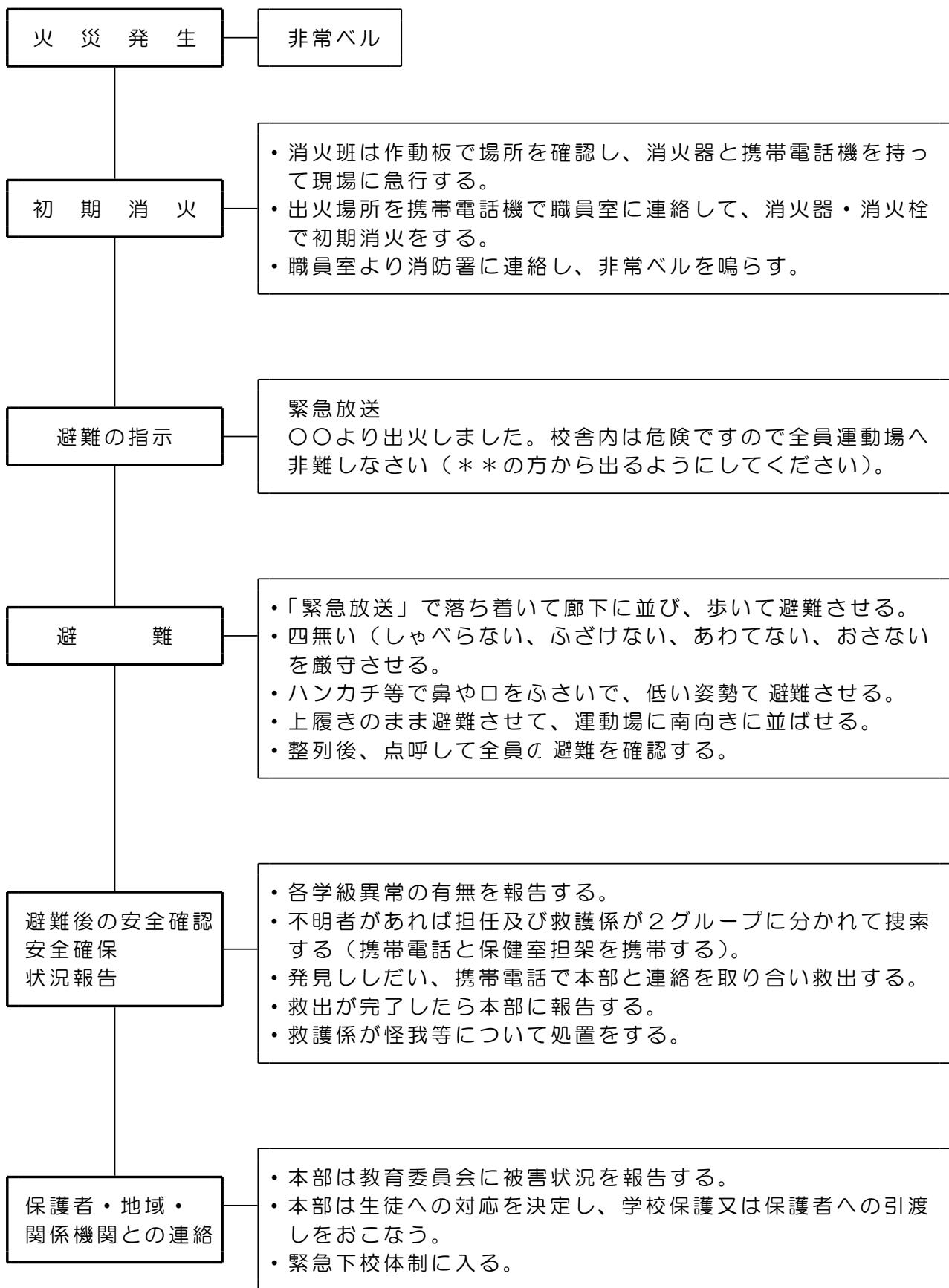


### ■校外で引き渡す場合の流れ

- ①引き渡しが可能かどうか判断する。（二次災害の危険の有無等）
- ②学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。
- ③現地で引き渡す場合は、学校と連絡を取り、保護者に引き取りに来てもらう。方法は、校内の引き渡しと同様にする。

\*校外に出る場合はあらかじめ引き取り可能な場所について検討し、保護者にも周知しておく  
【参考：「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」文部科学省】

#### 4. 火災発生時の対応



※細部事項は、「学校消防計画」へ

## 5. 気象災害への対応

気象災害への対応としては、時々刻々と変化する気象状況への対応が遅れないよう、気象情報の把握と、状況に即した的確な対応を、時間軸に沿って適時実行していく。早期に情報を収集し、市教育委員会や近隣学校の情報も取り入れながら、児童の安全を確保するために臨時休業や学校待機等の措置をとるものとする。

### (1) 大雨（台風）発生時の対応

#### ① 状況に応じた対応

##### 【登校前】

○気象警報・注意報等の情報を収集し、大雨・暴風等によって登校時の危険が予想される場合に、「臨時休業」「始業時刻を遅らせる」等の措置を教育委員会と相談・検討する。特に雨の降り始めやピークはいつかなど、最新の情報を入手し、市から発令される避難に関する情報を参考にしながら判断する。

##### 【児童が在校時】

○学校や通学路を含めた周辺の状況を把握する（担任外教職員）。

（ただし、教職員の安全第一に配慮し、できる範囲での把握とする。）

○通学路や学校周辺の安全確認の状況を基に、気象情報や避難に関する情報を参考にして「授業の打ち切り」「集団下校」「保護者への引き渡し」「学校待機」等の対応を判断する。

#### ② 防災情報の活用

○気象情報やハザードマップなどの様々な防災情報を活用する。

#### （参考）避難に関する防災情報の入手方法について

##### ○安芸市防災行政無線

屋外スピーカーや個別受信機で避難に関する情報を放送します。  
放送内容は安芸市ホームページ(<http://panasender.jyouhou-station.jp/Aki-Main/>)や  
電話(☎0887-35-1101)で確認できます。メール配信もしています。

##### ○エリアメール

避難情報を携帯電話やスマートフォンにプッシュ通知しています。

##### ○安芸市広報車

避難勧告や避難指示（緊急）を発令したときは、広報車等も使用し、情報を伝えています。

##### ○気象庁ホームページ (<http://www.jma.go.jp>)

警報・注意報、台風情報、解析雨量など、気象庁が発表している防災気象情報を掲載しています。

##### ○国土交通省防災情報提供センター (<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosajcho/>)

警報・注意報、気象情報、河川情報、降水ナウキャスト等を掲載しています。

##### ○高知県の土砂災害危険度情報 (<https://d-keikai.pref.kochi.lg.jp/Index.aspx>)

土砂災害の危険個所や土砂災害危険度情報、レーダー雨量等を掲載しています。

##### ○高知県水防観測情報 (<http://suibo-kouho.suibou.bousai.pref.kochi.lg.jp/>)

雨量観測情報や河川水位観測情報、河川監視カメラ情報等を掲載しています。

##### ○テレビ

ニュースや天気予報番組だけでなく、データ放送では、気象情報や防災情報について常時放送しています。



QRコード



#### 《お問い合わせ》

安芸市役所 危機管理課(安芸市災害対策本部) 電話:0887-37-9101 FAX:0887-35-4445



## 警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達について 安芸市危機管理課 0887-37-9101

水害や土砂災害に対し、住民が避難の判断をしやすいよう、国が「住民が取るべき行動」、「住民に行動を促す情報」、「住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報」を5段階の警戒レベルで定めました。これに基づく防災情報を6月の出水期より発信しますので、自主的な避難行動をお願いします。

※平成30年7月豪雨の教訓を今後に活かすべく、国において議論が行われました。  
これまでの「行政主導の取組を改善することにより防災対策を強化する」考えを根本的に見直しました。これからは、住民が「自らの命は自ら守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築を目指します。平成31年3月に国の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、警戒レベルを用いた運用が始まります。

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
			洪水に関する情報	水位情報がある場合	水位情報がない場合
警戒レベル5 (安芸市が発令)	既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。	災害発生情報 ※可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水))	(大雨特別警報(土砂災害))
警戒レベル4 (安芸市が発令)	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。(注1) ・災害が発生するおそれがあり、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急) ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)
警戒レベル3 (安芸市が発令)	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1 (気象庁が発表)	災害への心構えを高める。	警報級の可能性			

注1:避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。

### (2) 雷発生時の対応

- ① 積乱雲が近づくサイン
  - 真っ黒い雲が近づいてきた
  - 雷の音が聞こえてきた
  - 急に冷たい風が吹いてきた

このような変化を感じた時は、積乱雲が近づいている兆し  
  
激しい雨と雷がやってきて、竜巻などの激しい突風が起きるおそれもある。

### ② 避難の留意点

- 屋外活動(運動場、校庭、プール等)を中断し、速やかに避難する。
- 下校前の場合は、素早く情報を収集し、必要に応じて学校に児童を待機させる。  
(その際、学校の対応について保護者へ連絡する:一斉送信メール)

### ③ 雷鳴が近くで聞こえたら

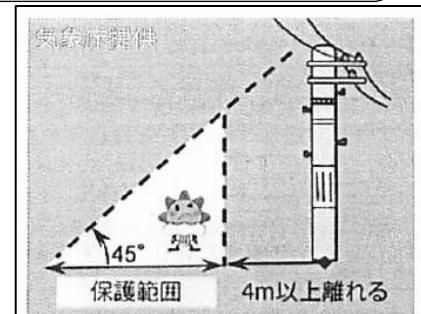
- 登下校時に発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しない。
- 自転車に乗っている場合は、すぐに降りて姿勢を低くして、安全な場所に避難する。

**【安全な場所】** ◇ 鉄筋コンクリート建築、自動車・バス・電車の内部  
◇ 木造建築の内部も比較的安全だが、すべての電気器具、天井・壁から1m以上離れるところが安全。



### ④ 安全な空間に避難できない場合

- 低い場所を探してしゃがむなど、できるだけ姿勢を低くし、地面との接地面をできるだけ少なくする。
- 高い木の近くは危険なので、木の幹、枝、葉から2m以上は離れる。



### (3) 竜巻発生時の対応

#### ① 竜巻注意情報等の把握と周知

- 大気が不安定な状況等の気象情報が前日から出されている場合には、普段以上にテレビ・インターネット等により気象情報を把握するように努める。
- 竜巻注意情報等が発表された場合には、校内放送で教職員及び児童への注意を促す。  
(校内放送は、基本校長が行う。)

★ 竜巻の予兆につながる状況であれば、職員室内の警戒態勢をとり、竜巻が発生した際の対応の準備をする。

【竜巻の予兆】

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・大粒の雨や雹（ひょう）が降り出す。

【竜巻が起きると】

- ・「ゴー」という音が聞こえる。
- ・真っ黒い雲から漏斗状（ろうとうじょう）の雲が下がっている。
- ・トタン板や発泡スチロールなどのごみが宙を舞っている。

#### ② 学校において竜巻が接近してきたとき

##### 1) 教室にいるとき（授業中）

- 窓を閉め、カーテンを引く。
- 窓ガラスからできるだけ離れる。
- 机を壁側よせ、なかにもぐり、頭と首を守る。  
○ 「緊急放送。学校付近に竜巻が発生しました。先生方は窓の鍵をかけ、カーテンを閉めてください。児童は机を壁側によせて、机の下に入ってください。」
- 「竜巻が去って、状態が安定してきました。先生方は児童の健康状態を確認してすぐ職員室まで報告して下さい。」

##### 2) 教室以外の校舎内にいる場合（休み時間等）

- 風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せる。
- 壁に近いところで避難姿勢をとる。  
○ 「緊急放送。学校付近に竜巻が発生しました。ガラスが飛んでくる危険のない壁ぎわに避難して下さい。」
- 「竜巻が去って、状態が安定してきました。教室に戻ってください。先生方は児童の健康状態を確認してすぐに職員室まで報告してください。」

##### 3) 校舎外にいる場合

- 校舎など頑丈な建物に避難する。
  - 物置やプレハブ（仮設建築物）建築物などには避難しない。  
○ 「緊急放送。学校付近に竜巻が発生しました。校舎など頑丈な建物に避難してください。」
  - 「竜巻が去って、状態が安定してきました。教室に戻ってください。先生方は児童の健康状態を確認してすぐに報告してください。」
- ★ 常にマニュアルどおりではなく、臨機応変に児童に考えさせることが重要。

#### ③ 登下校中に竜巻が接近してきたとき

- 屋根瓦など、飛ばされてくるものに注意する。
- 近くの頑丈な建物に避難する。建物に避難できない場合は、くぼみなどに身を伏せる。
- 電柱や太い樹木も倒壊する危険があるので近寄らない。  
★ 雷雨や強風時には登下校を控え、天候の回復を待つことが大切。登下校の途中で竜巻に遭ってしまったら、自分の判断で避難行動をとることが大切。（事前に説明しておく。）
- 竜巻が去った後に、可能な範囲で学校に連絡をする。

- ④ 家にいて竜巻が接近してきたとき
- 気象情報や空模様に注意する。
  - トイレや階段など、壁に囲まれた狭い場所で避難姿勢をとる。
  - 窓から離れ、適切なものでガラスの破片などから身を守る。
  - 2階から1階に降りる。
  - 竜巻が来る前に避難できるなら、家より頑丈な建物に避難する。
- ★ 家にいても、自分の身を自分で守ろうとする態度が必要。
- 被害にあった場合には、学校（担任）に連絡をする。

## 6. 弾道ミサイル発射に係る対応

◇ 学校にいてジェイアラートによる警報があった場合

① 教室にいるとき（授業中）

- 窓を閉め、カーテンを引く。
- 窓ガラスからできるだけ離れる。
- 机を壁側によせ、中にもぐり、頭と首を守る。

アナウンス内容

◎ 「緊急放送、先生方は窓にカギをかけ、カーテンを閉めて下さい。  
児童は机を壁側によせ、机の下に入ってください。」

◎ 「警報が解除されました。先生方は児童の健康安全を確認して、すぐ校長まで報告して下さい。」

② 校舎外にいるとき

- 校舎など頑丈なたてものに避難する。
- 物置やプレハブ（仮設建築物）建築物などに避難しない。

③ 登下校中・外出中にジェイアラートが鳴った場合

- 近くの頑丈な建物に避難する。
- 電柱や太い樹木も倒壊する危険があるので近寄らない。

★ 家にいても、自分の身を自分で守ろうとする態度が必要。

- 被害にあった場合には、学校（担任）に連絡する。

### III 事後の危機管理

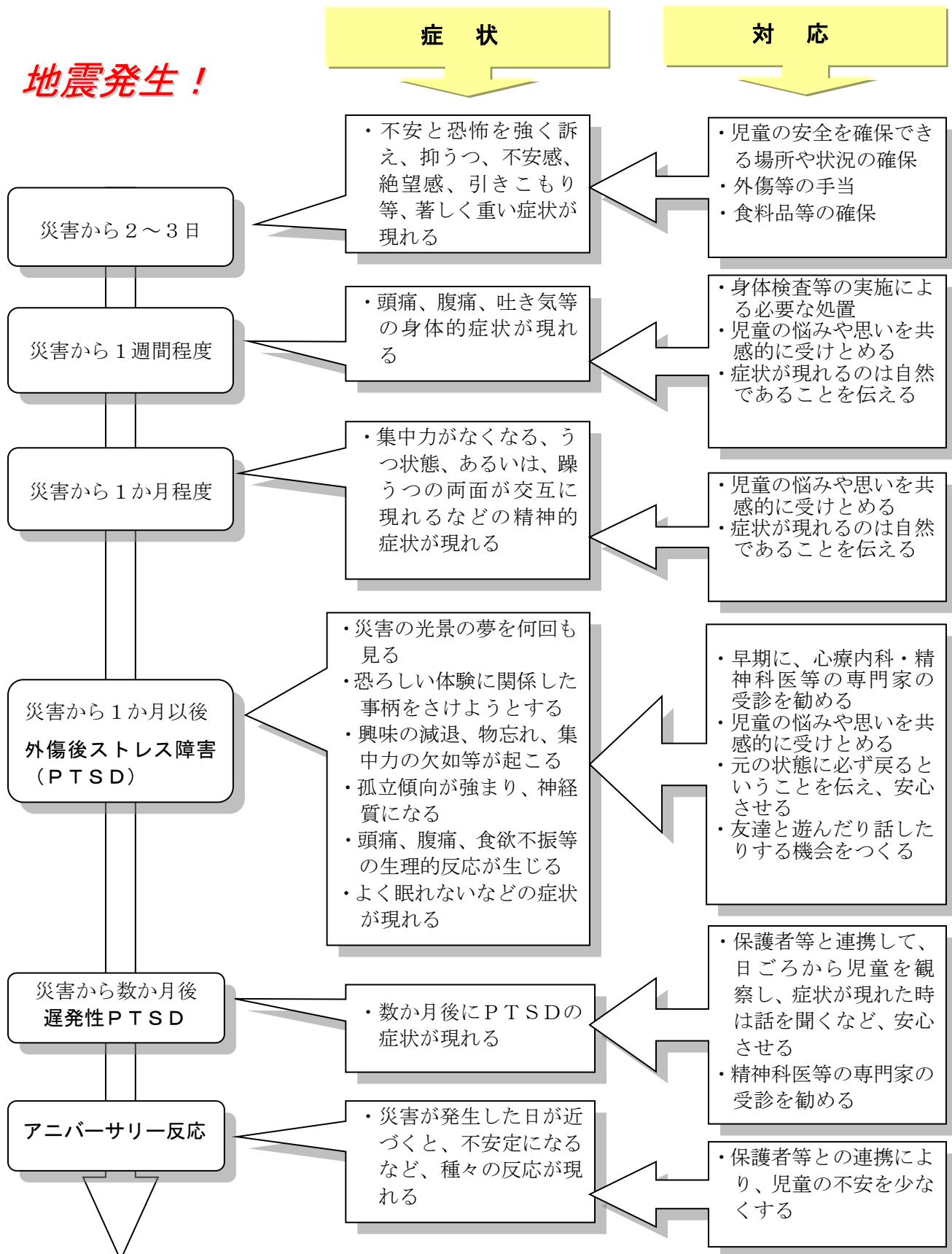
#### 1. 児童の心のケアについて

大災害や事故等で、肉親を失ったり家屋に被害を受けたりすると、児童によっては、表面的には普通と変わりなく見えるが、心の奥深いところには、心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことがある。このため、児童の心の傷を癒すには、専門的な視点からの継続的、長期的な心のケアが必要となる。



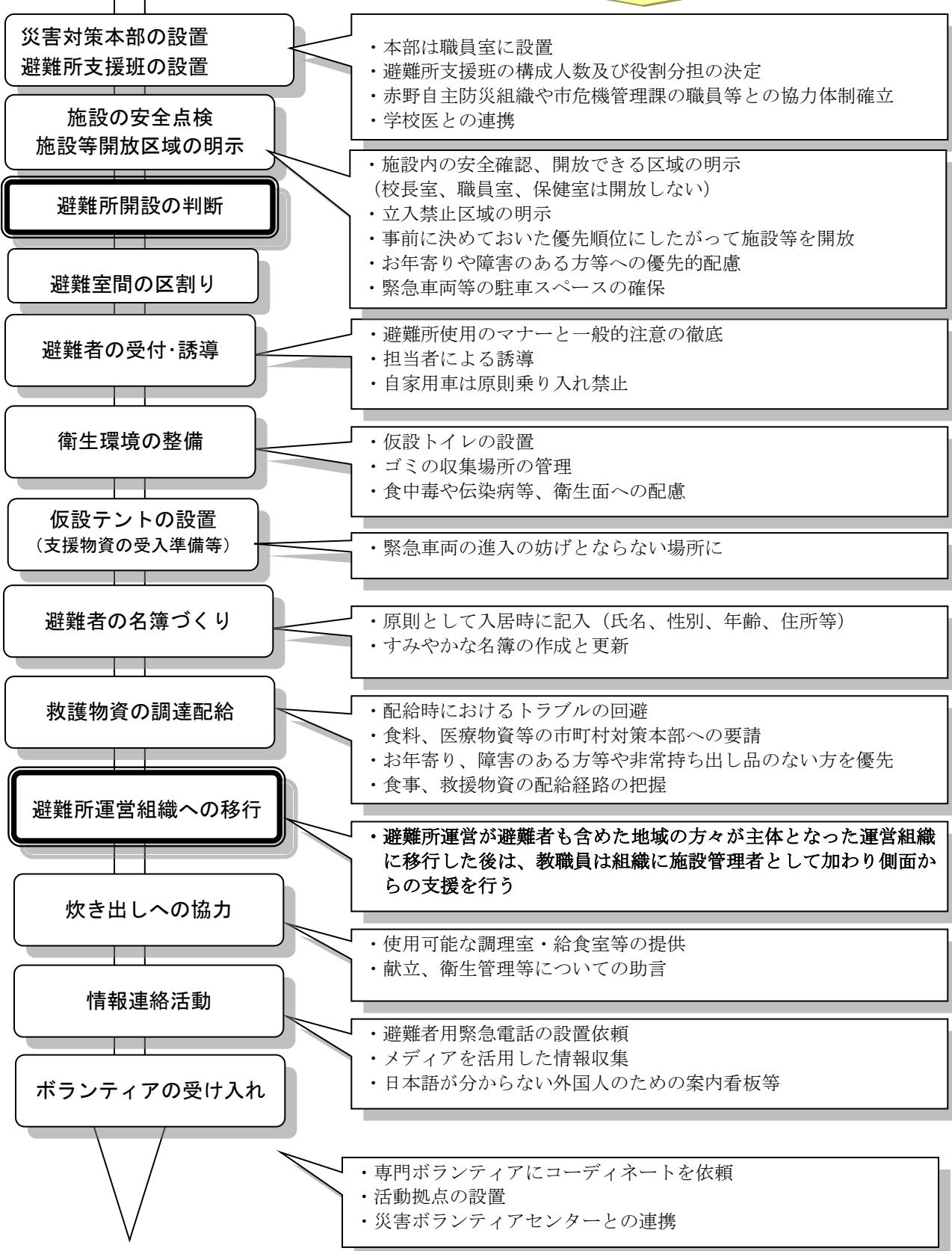
#### 2. 災害後に表れる可能性のある症状とその対応

## 地震発生！



# 地震発生！

## 留 意 事 項



### 3 学校再開に向けた取組

